

平成20年度
地方教育費調査
説明書

市町村教育委員会用

目次

第1部 調査の概要	
第1節 調査の概要	1
第2節 電子調査票収集システムの利用方法	5
第2部 「学校教育費調査票」	
第1節 財源別経費の説明	17
第2節 支出項目別経費の説明	18
第3節 学校給食共同調理場（学校給食センター）組合を構成する市町村 における本調査の取扱い	22
付表 設備・備品の例示表	23
第3部 「社会教育費・教育行政費調査票」	
I 社会教育費	
第1節 施設種類の説明	24
第2節 公民館費（図書館費，博物館費，体育施設費，青少年教育施設費， 女性教育施設費，文化会館費，その他の社会教育施設費）	24
第3節 教育委員会が行った社会教育活動費	26
第4節 文化財保護費	28
II 教育行政費	
第1節 財源別経費の説明	29
第2節 支出項目別経費の説明	29
第4部 「教育に係る収入調査票」	
教育に係る収入	31
付 教育費の基準財政需要額	31
よくある質問集	32

第1部 調査の概要

第1節 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とするものです。

2 調査の対象

都道府県及び市町村(特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む。以下同じ。)教育委員会並びに公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校を対象とします。

3 調査の実施期日

調査の実施期日は、下記のとおりです。

- (1) 教育委員会等における教育費調査 … 平成19会計年度
- (2) 教育行政調査は隔年調査のため、今回は実施しません。

4 調査事項

(1) 教育費調査

教育費調査では、以下のとおり区分して調査します。

これらの経費は、すべて各支出額を負担区分(財源)別、使途(支出項目)別に調査します。

区 分	教 育 費 の 内 容	調 査 票 の 種 類
学校教育費	公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費	A票 学校教育費調査票
社会教育費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費(体育・文化関係、文化財保護を含む)	B票 社会教育費・ 教育行政費調査票
教育行政費	教育委員会事務局(所管の教育研究所等を含む。)の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費	

このほか、教育に係る以下の収入等を調査します。

区 分	内 容	調 査 票 の 種 類
教育に係る収入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金、地方債及び寄付金以外の収入	C票 教育に係る収入 調査票
教育費の 基準財政需要額	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育費の基準財政需要額	

5 調査票の作成者等

調査票の種類		作成者	備考
教 育 費 調 査	A票 学校教育費調査票	市町村(組合)教育委員会	学校給食共同調理場(学校給食センター)組合は第2部第3節を参照
	うち「PTA寄付金」 及び「その他の寄付金」に係る事項	学 校 (又は、 市町村(組合)教育委員会)	市町村教育委員会は学校教育費調査票に付加
	B票 社会教育費・ 教育行政費調査票	市町村(組合)教育委員会	学校教育の一部教育事務組合が社会教育活動を行った場合も作成
	C票 教育に係る収入 調査票		

(1) 「学校教育費調査票」

- ① 調査票は、各市町村教育委員会において、その所管する学校についての調査票を学校種類別(高等学校は、全日制、定時制、通信制の課程別)にそれぞれ作成します。
なお、併置されている学校の場合(例えば、高等学校の全日制課程と定時制課程が併置されている場合等をいう。以下同じ)は、各学校(課程)別に調査票を作成します。
- ② 「学校教育費調査票」のうち「PTA寄付金」及び「その他の寄付金」に係る事項
これらの事項は各市町村(組合)立学校において作成します。ただし、「電子調査票収集システム」を利用して調査票を作成・提出する場合であって、当該学校において「電子調査票収集システム」の利用が難しい場合、当該学校になり代わって市町村教育委員会が調査事項を記入することもできます。(「代行入力」について 11頁を参照)

(2) 「社会教育費・教育行政費調査票」及び「教育に係る収入調査票」

調査票は、各市町村教育委員会において作成します。また、学校教育の一部教育事務組合(学校組合)が社会教育活動を行った場合は、「学校教育費調査票」とは別に、「社会教育費・教育行政費調査票」も作成します。

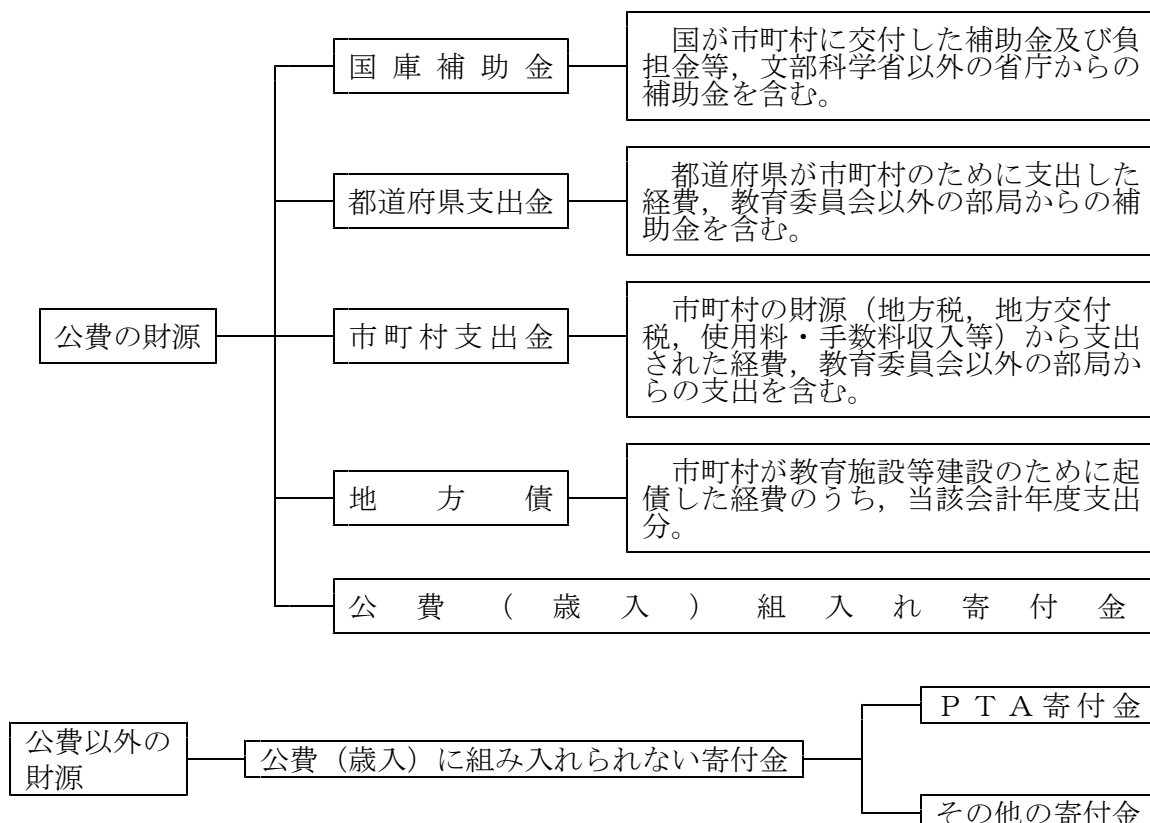
6 本調査（教育費調査）と市町村決算の相違点

(1) 本調査は、市町村の歳出決算額をもとに調査しますが、例えば総務省の地方財政状況調査の中の「市町村別決算状況調」目的別歳出決算額の「教育費の範囲」とは、次の点で異なっています。

地方教育費調査	市町村別決算状況調
〔 目的別歳出決算額には含まれていないが、本調査では含まれる経費 〕	〔 目的別歳出決算額には含まれているが、本調査では含まれない経費 〕
<ul style="list-style-type: none"> ① 債務償還費（公債費） ② 他省庁からの国庫補助金 ③ 都道府県他部局からの補助金、市町村他部局からの支出金 ④ 教育施設の火災保険料 ⑤ 災害復旧費 ⑥ 教育委員会事務局庁舎維持費 	<ul style="list-style-type: none"> ① 私立学校に対する補助金 ② 公立大学・短期大学への支出経費 ③ 積立金・貸付金等 (ただし、育英奨学事業としての貸付金は調査対象。 P. 30参照) ④ 幼稚園就園奨励費補助金(P. 17参照) ⑤ 給食費

(2) 本調査は、教育費を財源別に調査しており、学校教育、社会教育及び教育行政のために支出された経費の財源は、下図のように分類されます。

なお、国から市町村に支払われた支出委任の経費や委託費は、本来、国の事業に係る経費ですので地方教育費を把握する本調査では対象外とします。また、市町村の予算に組み入れられない国庫補助金及び都道府県支出金、一時借入金(その償還が当該会計年度以内のものをいう)についても対象外とします。



(注) 基金の運用によって得られる利子等からの支出は、当該利子等を歳入に組み入れた教育委員会又は当該基金の設置母体の教育委員会を財源としてください。

7 経費の割り振り

当該市町村の歳出額について、決算書の経費が学校教育費・社会教育費・教育行政費に分離されていない場合は、出納簿等を参照し、その経費の支出された実態に即して、各教育費の区分別に割り振ってください。

8 統合・分離等に係る調査上の取扱い

(1) 市町村の統合又は分離の場合

- ① 当該会計年度中に市町村の統合が行われた場合は、統合した市町村において、統合前の各市町村の経費と統合後の経費とを合算して調査票を作成してください。
- ② 当該会計年度中に市町村の分離が行われた場合は、分離後の各市町村において、分離前の経費と分離後の経費とを合算して調査票を作成してください。
なお、分離前の経費は、分離後の各市町村の人口によってあん分してください。
- ③ 当該会計年度の翌年度(4月1日以降)に統合した市町村の場合は、統合後の市町村において、統合前の各市町村別にそれぞれ調査票を作成してください。
また、分離した場合は、現在決算書を保持している市町村が分離前の市町村の調査票を作成してください。
- ④ 組合の成立又は解体についても①、②、③と同様に取扱ってください。

(2) 学校の統合又は分離の場合

- ① 当該会計年度中に学校の統合が行われた場合は、統合した学校において、統合前の各学校の経費と統合後の経費とを合算して調査票を作成してください。
 - ② 当該会計年度中に学校の分離が行われた場合は、分離後の各学校において、分離前の経費と分離後の経費とを合算して調査票を作成してください。
なお、分離前の経費は、分離後の各学校の幼児・児童・生徒数によってあん分してください。
 - ③ 当該会計年度の翌年度(4月1日以降)に学校の統合又は分離が行われた場合は、統合又は分離後の学校の調査票については、設置者である市町村において調査票を作成してください。
- ※ なお、これらの統合・分離等が行われた年月を備考として、調査票の右上方の余白に「〇年〇月統合(分離)」と朱書してください。

9 その他記入上の注意事項

- (1) 金額の単位は千円とし、千円未満の金額は四捨五入してください。
- (2) 本調査の支出項目は、市町村の決算書の支出項目と異なる場合がありますので、記入する際には決算書と同時に出納簿等を参照し、それぞれ該当する項目に割り振ってください。
- (3) 国庫補助金及び都道府県支出金については、都道府県教育委員会から指示された金額を確認の上、漏れなく記入してください。
- (4) 当該会計年度決算による経費を対象としますが、決算が未了の場合は、仮決算又は決算見込みによって記入してください。

10 調査票の提出

調査票は、原則として「電子調査票収集システム」を利用して提出してください(「第2節電子調査票収集システムの利用方法」を参照)。その場合、この説明書において「調査票を記入」及び「調査票の余白(欄外)に朱書」とあるものは、「電子調査票を入力」及び「電子調査票のメモ欄に入力」と読み替えるものとします。

ただし、「電子調査票収集システム」による提出が難しい場合は、従前どおり紙の調査票により提出します。

11 調査票の提出期日

市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が指定した期日までに、各調査票を都道府県教育委員会へ提出してください。

なお、市町村(組合)立学校が作成する「学校教育費調査票」のうち「PTA寄付金」及び「その他の寄付金」に係る事項については、都道府県教育委員会が指定した期日及び市町村集計表の作成期間等を勘案し、市町村教育委員会が各学校に対し提出期日を指定してください。

12 調査票の訂正

調査票は、市町村の決算書等と照合するなど十分確認してから提出してください。

ただし、やむを得ない理由で調査票を訂正する場合は、都道府県教育委員会へ事前に連絡のうえ、速やかに訂正してください。

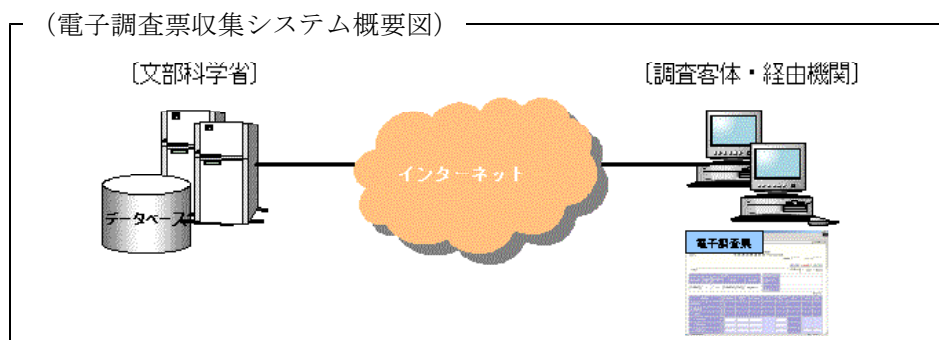
調査の実施に際して、種々の疑問が生じた場合は、都道府県教育委員会に照会してください。

第2節 電子調査票収集システムの利用方法

1 電子調査票収集システムについて

(1) 電子調査票収集システムの概要

電子調査票収集システムは、調査事務の合理化・省力化を図るため、従前より紙媒体で提出いただいた調査票を、インターネットを利用することによりオンラインで提出できます。



(2) 電子調査票収集システム利用のメリット

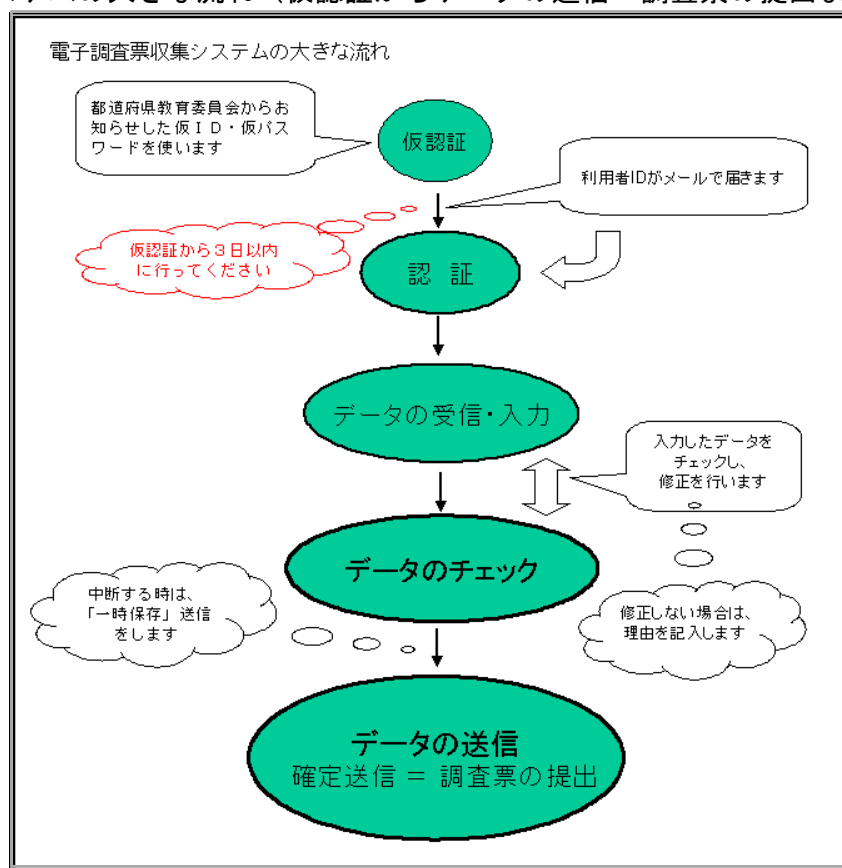
① 調査事務の合理化

紙の調査票への転記や郵送作業が不要となり、修正も簡単にできます。

② 入力漏れや誤入力の自動チェック

自動演算により数値の入力箇所が減少することや、誤記入の自動チェック等ができます。また、市町村教育委員会では学校の提出状況等の確認ができます。

システムの大きな流れ（仮認証からデータの送信＝調査票の提出まで）



本説明書では、システムを利用するために必要な仮認証、認証の手続きをお知らせします。「データの受信・入力」以降の作業については「P T A 寄付金等」説明書又は「地方教育費調査電子調査票収集システム使用手引書」（システムよりダウンロード可能）を参照願います。

(3) 仮認証

はじめに、「認証入力」で必要となる「利用者ID・パスワード」を取得するため、利用者情報を登録する「仮認証」についてお知らせします。

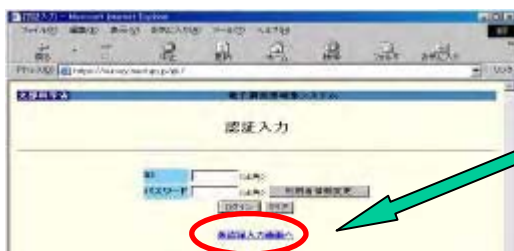
【用意するもの】：都道府県教育委員会からお知らせした仮ID・仮パスワード

- ① ブラウザを起動し、本システム専用のアドレスをブラウザのアドレス欄に入力します。

アドレス欄

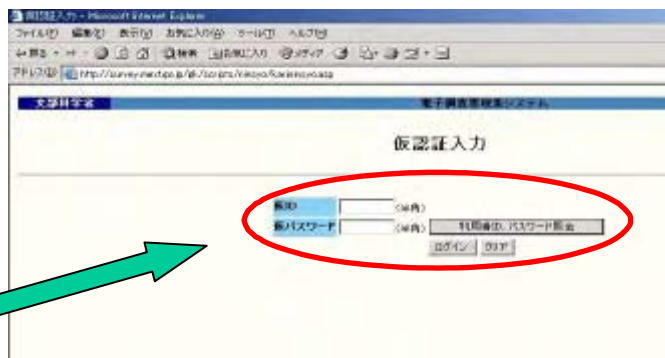
《注意》http:s://を利用できない時は、http://を利用してください。

- ② 「認証入力」画面が表示されます。



画面下にある「仮認証入力画面へ」のリンクをクリック！

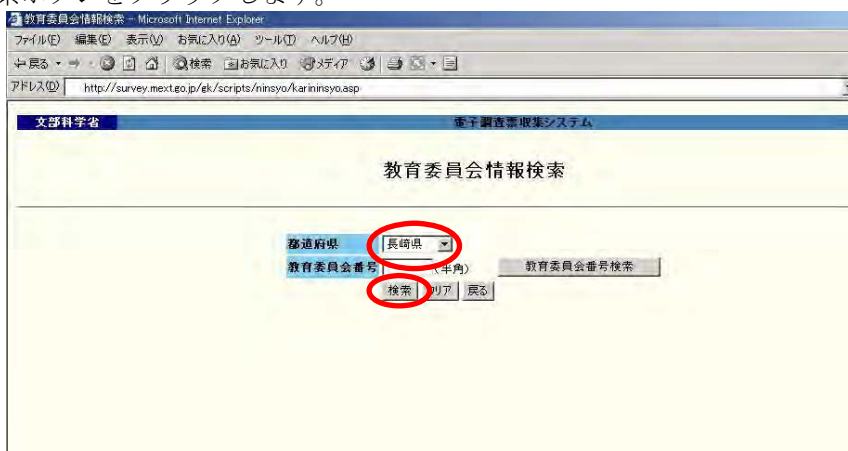
- ③ 都道府県教育委員会からお知らせした仮ID・仮パスワード（半角、大文字）を入力し、「ログイン」ボタンを押します。



【ワンポイント】

仮ID・仮パスワード、利用者ID・パスワード（次の「認証」で使います）を入力する時は、全角・半角、大文字・小文字に注意！

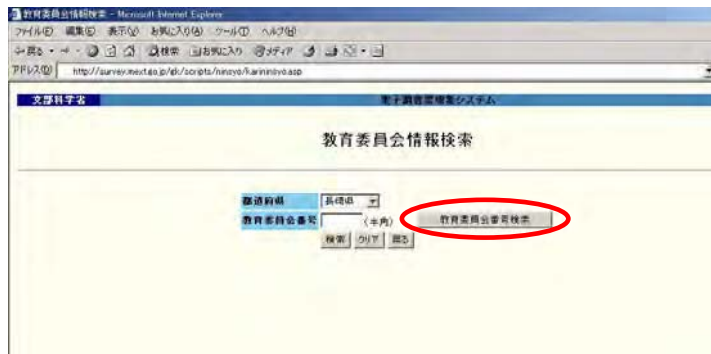
- ④ 「教育委員会情報検索」画面が表示されます。都道府県名を選択し、4桁の教育委員会番号を入力して検索ボタンをクリックします。



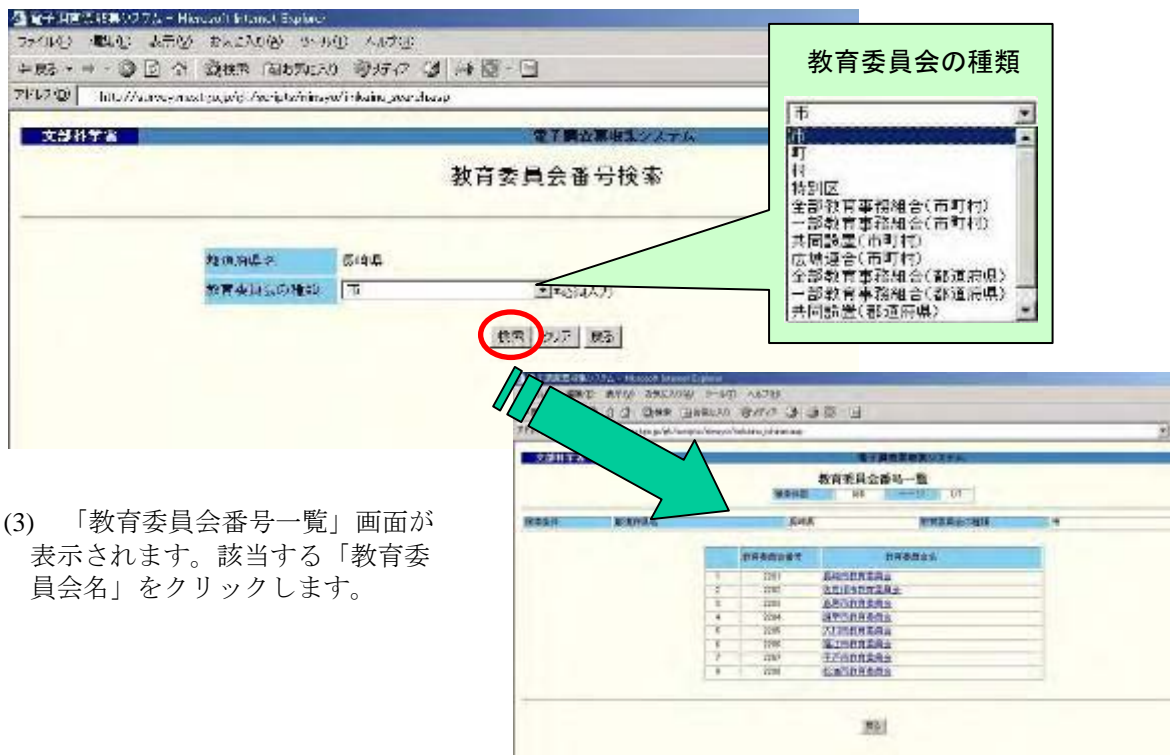
なお、教育委員会番号が分からない場合は「教育委員会番号検索」ボタンをクリックし、検索します。詳しい検索方法は次のページを参照ください。

教育委員会番号が分からない場合

(1) 「教育委員会情報検索」画面の「教育委員会番号検索」ボタンをクリックします。

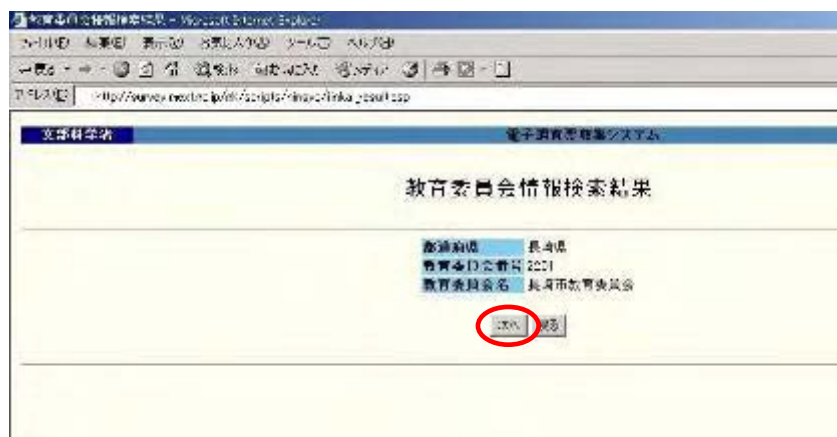


(2) 「教育委員会番号検索」画面が表示されます。「教育委員会の種類」を選択して、検索ボタンをクリックします。



(3) 「教育委員会番号一覧」画面が表示されます。該当する「教育委員会名」をクリックします。

(5) 「教育委員会情報検索結果」画面が表示されます。表示された教育委員会情報を確認して、「次へ」ボタンをクリックします。



- ⑥ 「利用者情報入力」画面が表示されます。必要な情報を入力して、登録ボタンをクリックします。なお、**本パスワード**、**照会用パスワード**は忘れないよう紙に書き写す等してください。

- ⑦ 「Eメールアドレス確認入力」画面が表示されます。⑥で入力した取扱者Eメールアドレスを再度入力して、次へボタンをクリックします。

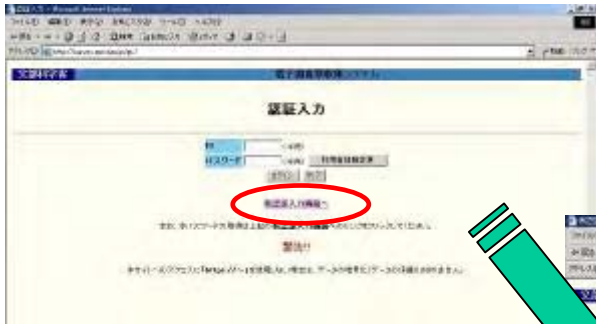
- ⑧ 利用者IDをEメールで送信した事を伝えるメッセージが表示されます。Eメールの到着には、時間がかかる場合があります。

以上で仮認証は終了です。メールで利用者IDが届かなかった場合は次のページへ、届いた場合は「(4) 認証」へ進んでください。認証は、仮認証終了から3日以内に行ってください。

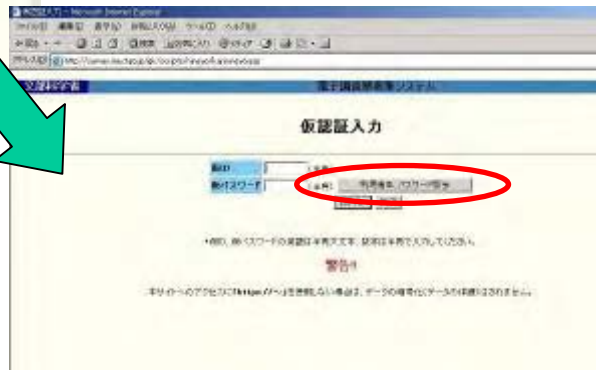
利用者IDが届かない場合は・・・

何らかの要因でEメールが届かない場合には、利用者IDを照会することができます。

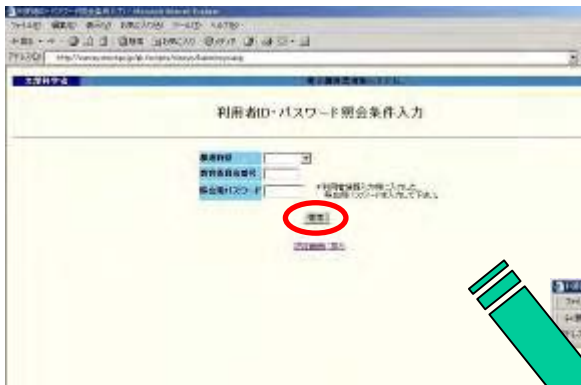
- (1) 「認証入力」画面の「仮認証画面へ」のリンクをクリックします。



- (2) 「仮認証入力」画面が表示されます。仮ID・パスワードを入力して、「利用者ID、パスワード照会」ボタンをクリックします。



- (3) 「利用者ID・パスワード照会条件入力」画面が表示されます。「都道府県」、「教育委員会番号」と利用者情報入力時に入力した「照会用パスワード」を入力して検索ボタンをクリックします。



- (4) 「利用者ID・パスワード照会結果」画面が表示されます。表示されたID・パスワードを紙等へ書き写し、認証を行ってください。（次のページ以降参照）



【ワンポイント】

Eメールアドレスの入力ミス等により当照会機能を利用した場合は、認証入力後「利用者情報変更」画面から正しいEメールアドレスを登録してください。

(4) 認証

ここでは、電子調査票収集システムを呼び出すための「認証入力」の方法についてお知らせします。

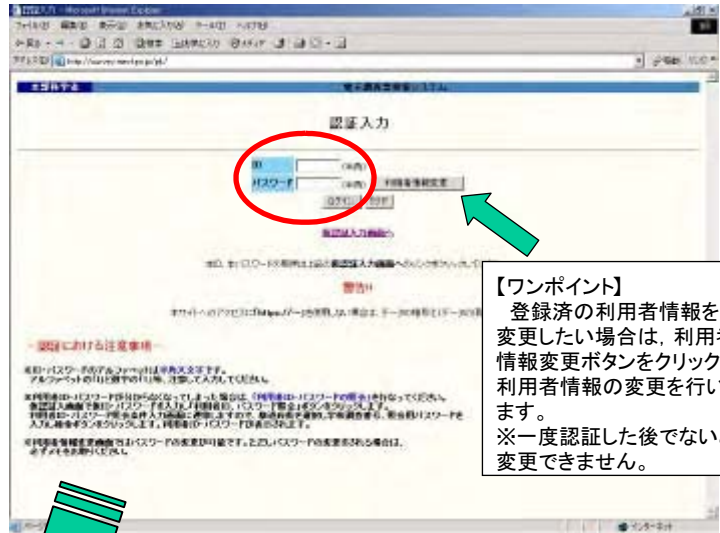
- ① ブラウザを起動し、本システム専用のアドレスをブラウザのアドレス欄に入力します。

アドレス(D)

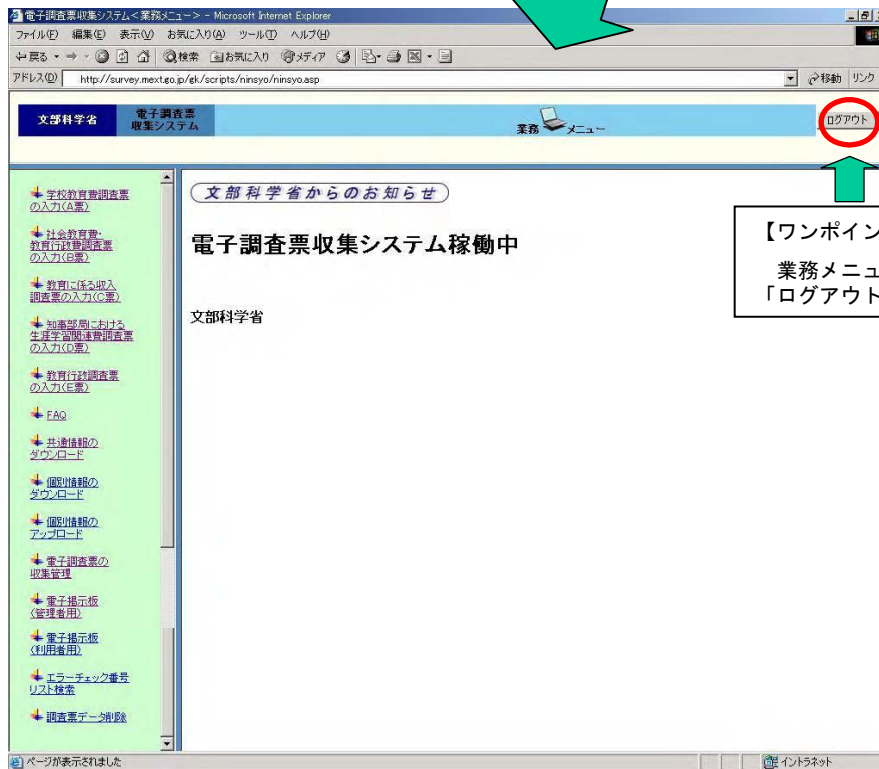
《注意》 http~~s~~://を利用できない時は、 http://を利用してください。

- ② 「認証入力」画面が表示されます。

仮認証終了後に発行された利用者ID・パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック！



- ③ 業務メニューが表示されます。



以上で認証は終了です。

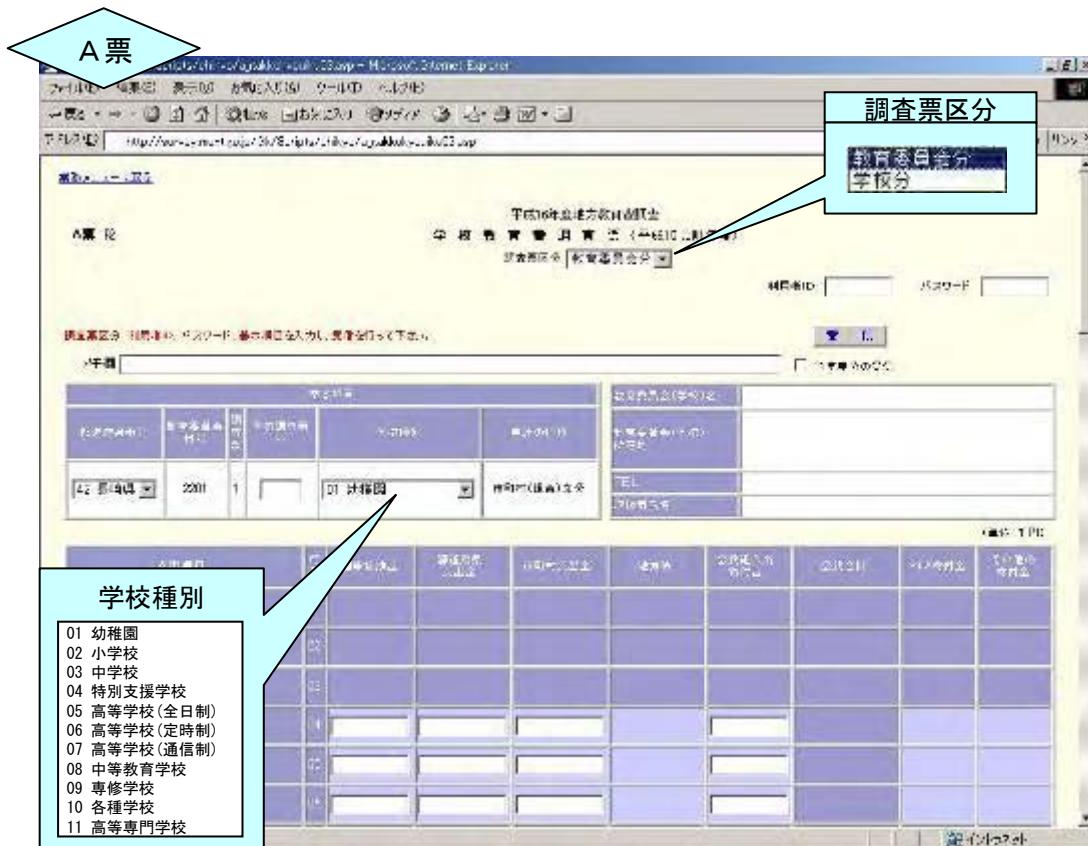
「学校教育費調査票の入力（A票）」等の入力・送受信方法については、「PTA寄付金等」説明書又は「地方教育費調査電子調査票収集システム使用手引書」（業務メニュー上「共通情報のダウンロード」よりダウンロード可能）を参照願います。

2 市町村教育委員会が受信可能なA票（学校教育費調査票）の種類

市町村教育委員会が受信可能なA票の種類は次のとおりです。

市町村教育委員会がA票を作成する場合は、調査票区分を「教育委員会分」とし、学校種別（01 幼稚園から 11高等専門学校まで）を選択してください。

なお、他の調査票（B、C票）は市町村教育委員会のみ選択となるため省略します。



No.	受信可能な調査票	受信に必要な入力・選択				集計の種類	可能な操作
		調査票区分	教育委員会番号	学校調査番号	学校種別		
1	市町村(組合)立学校分	学校分	固定	学校調査番号 を入力	選択	市町村(組合) 立分に固定	受信 入力 チェック 送信
2	市町村(組合)立学校分/市町村(組合)分	教育委員会分	固定	-	選択	市町村(組合) 立分に固定	受信 入力 チェック 送信

「代行入力」について

学校が「電子調査票収集システム」を利用できない場合であって、当該学校になり代わって市町村教育委員会が電子調査票を作成する方法として、「代行入力」という機能があります。

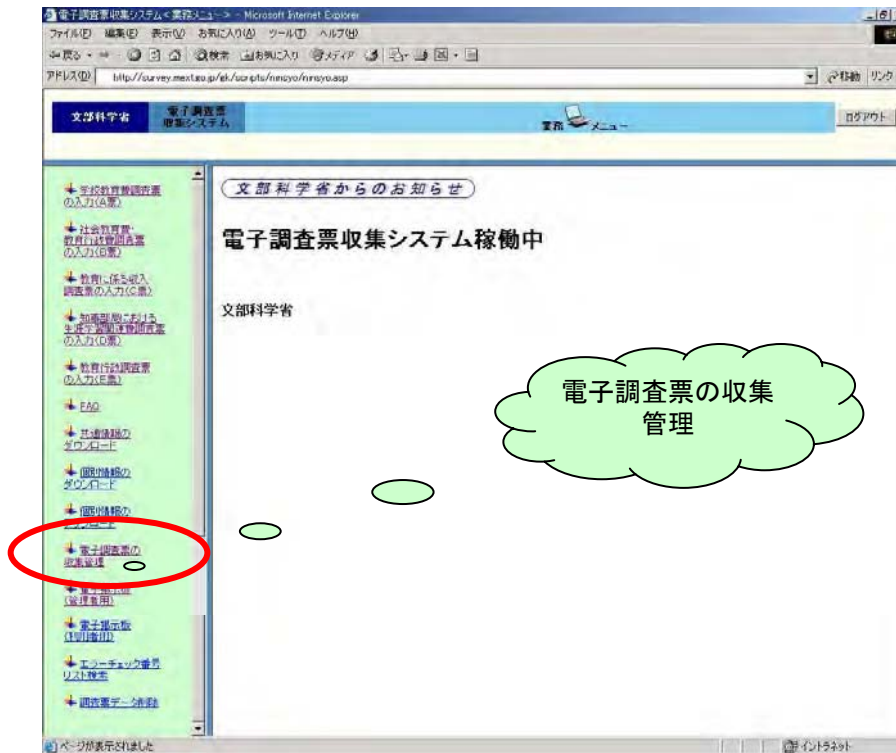
この機能を利用して入力する場合は、調査票区分を「学校分」とし、当該学校の学校調査番号を入力し、学校種別（01 幼稚園から 11高等専門学校まで）を選択してください。

3 電子調査票収集システムの収集管理について

電子調査票収集システムではシステムに登録されている学校の電子調査票の収集状況が照会できます。この機能により提出漏れがないか確認してください。

照会した収集状況のデータはCSV形式でダウンロードすることができます。

- ① 業務メニューから「電子調査票の収集管理」をクリックします。

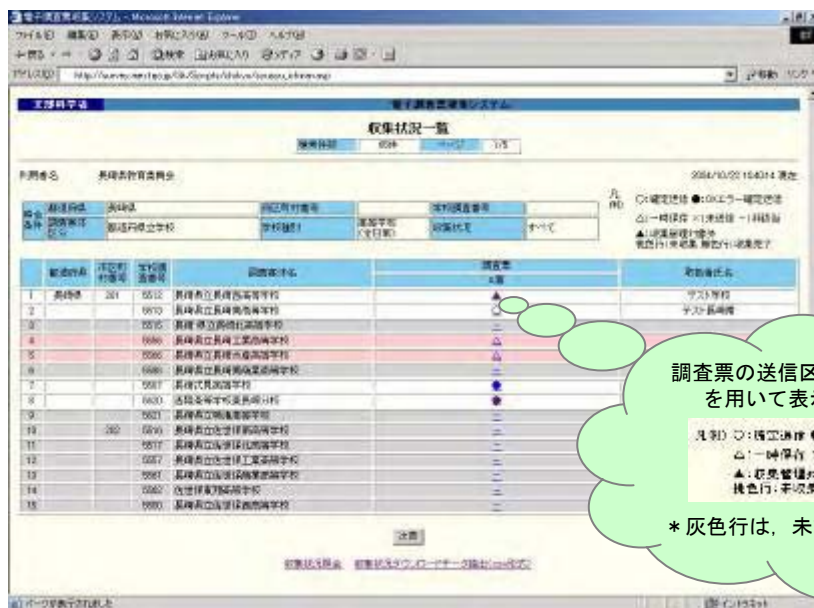


- ② 「収集状況照会」画面が表示されますので、収集状況を照会したい学校の条件を入力して、照会ボタンをクリックします。

さらに照会結果を絞り込みたい場合は、学校調査番号を指定することができます。

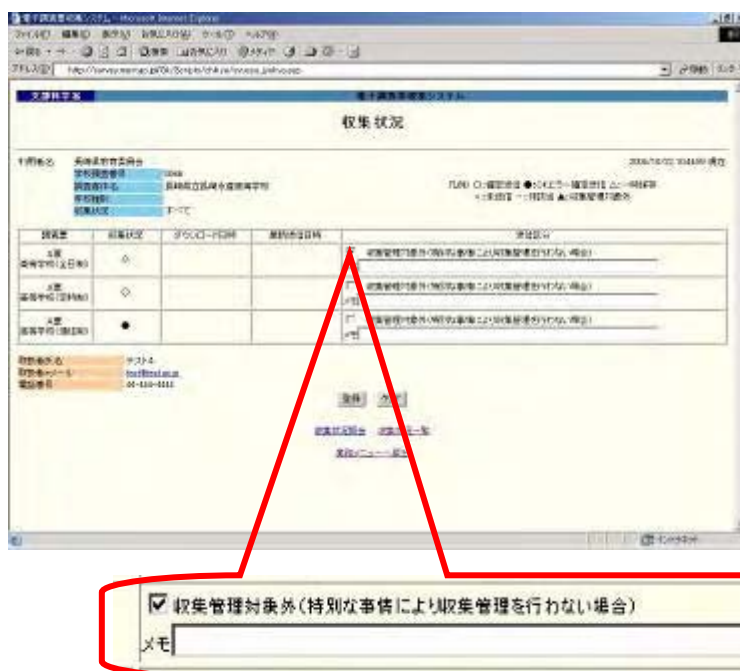


- ③ 「収集状況一覧」画面が表示されます。



- ④ 一覧の学校の収集状況データをダウンロードしたい場合は、「収集状況ダウンロードデータ抽出(CSV形式)」をクリックして、「収集状況データダウンロード」画面に遷移し、画面の表示に従って収集状況データをダウンロードしてください。

- ⑤ 調査票を収集管理対象外に変更したい場合は、収集管理対象外のチェックボックスにチェックし、メモ欄にその理由等を入力し登録ボタンをクリックしてください。
また、収集管理対象外の調査票を収集対象に戻したい場合はチェックボックスのチェックをはずし、メモ欄の記述を削除して登録ボタンをクリックします。

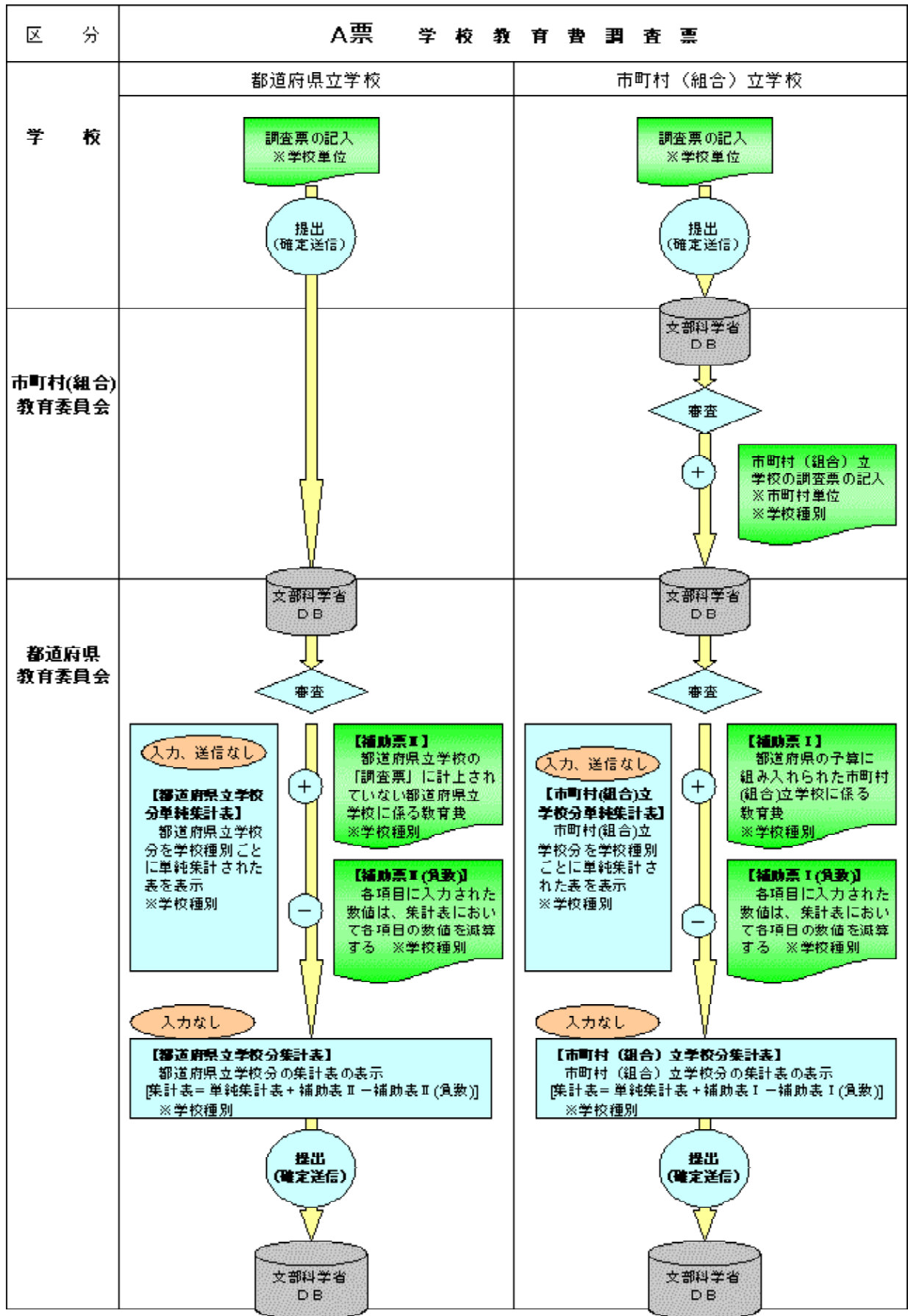


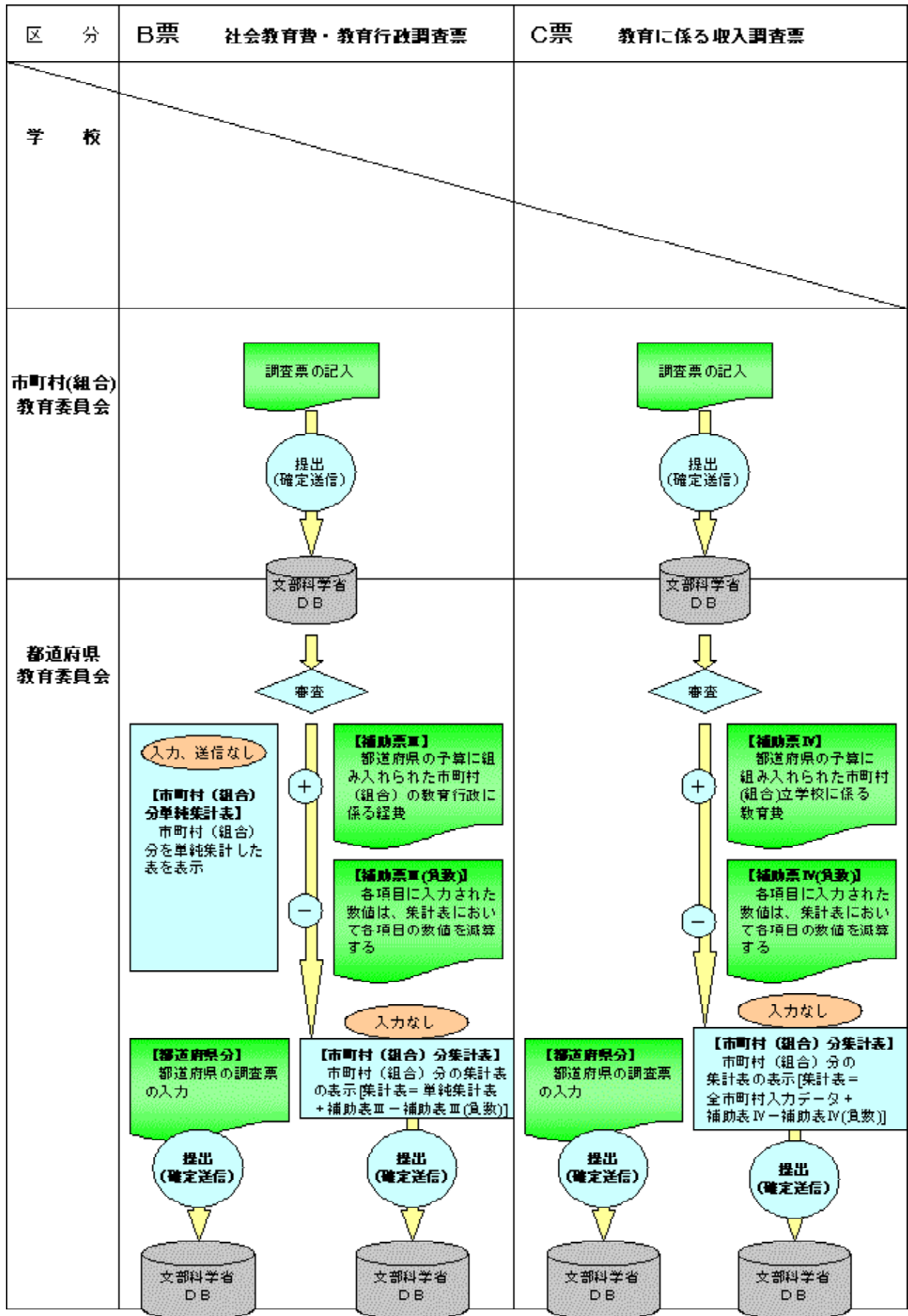
《補足》 「収集管理対象外」とは、特別な事情により収集管理を行わない場合をいいます。

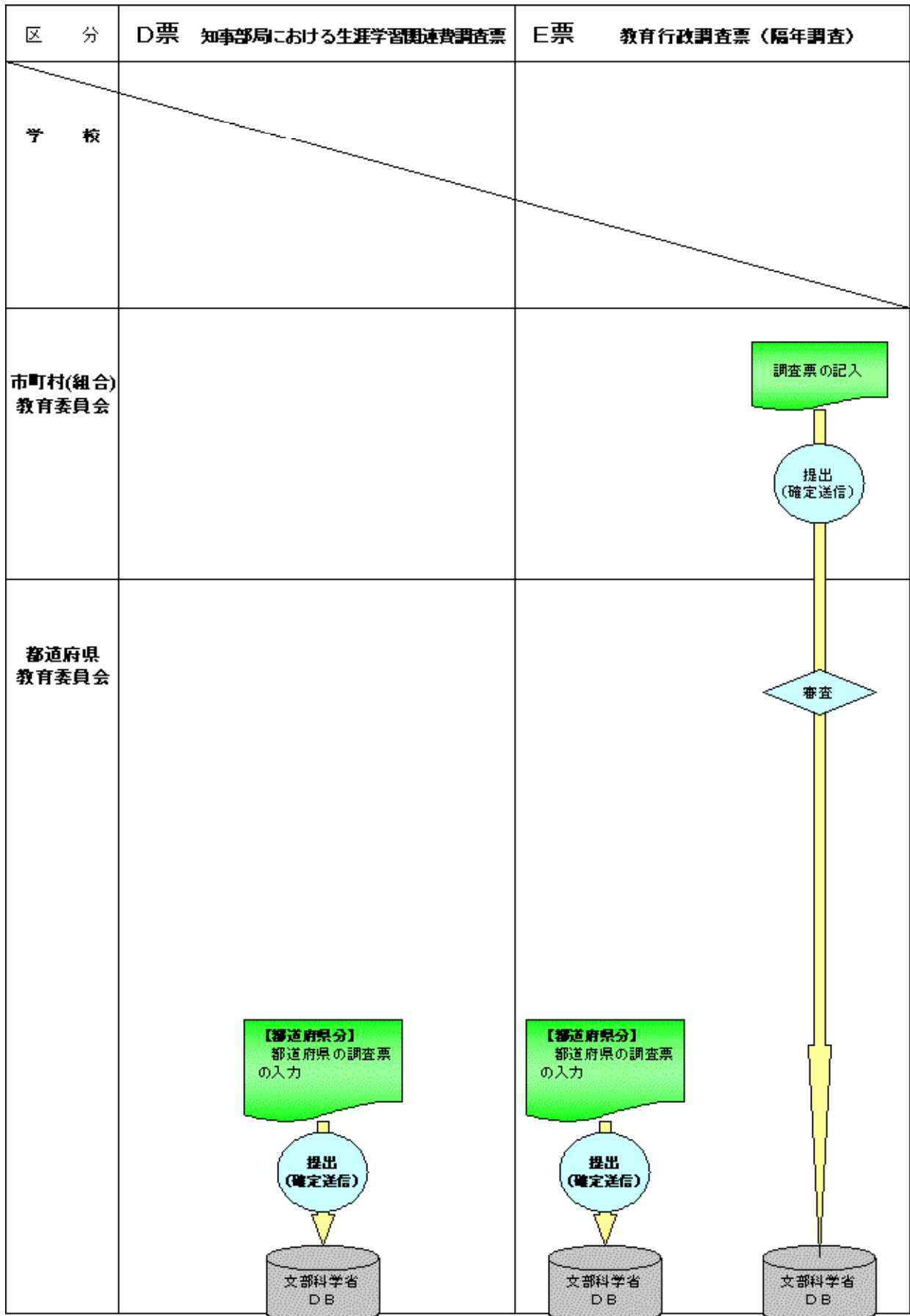
【ワンポイント】

市町村単位の収集状況では、学校種別の収集状況が一つでも「×：未送信」となっているとA票の収集状況が「○：確定送信」となりません。
学校が存在しない又はシステムにより提出をしない学校については、お手数ですが上記⑤により収集管理対象外としてください。

4 調査票等の記入・作成の流れ図







第2部 「学校教育費調査票」

◎ 記入の際は、以下の事項に注意してください。

- ① 当該市町村財政の歳出額として学校教育のために支出された経費を調査します。したがって、義務教育諸学校の教職員給与等で、当該市町村の歳入に組み入れられない経費は、都道府県教育委員会が記入しますので、市町村教育委員会では除いてください。
- ② 義務教育委託費、都道府県立学校等負担金、一部教育事務組合負担金及びこれらに類する負担金等は、委託又は負担金を受けた教育委員会の学校教育費として記入しますので、委託又は負担金を支出している市町村教育委員会では除いてください。
- ③ 生徒から徴収した給食費については、市町村の歳入に組み入れられてから支出した場合でも対象外とします。
- ④ 市町村の歳入から支出された経費でも、学校でなければ支出項目別に把握できない経費については、教育委員会と学校が十分連絡をとって記入してください。

第1節 財源別経費の説明

1 国庫補助金

- (1) 市町村が行う学校教育事務に対して、国が市町村に交付する補助金等(例えば、特別支援教育就学奨励費補助金等)をいいます。

ただし、国が市町村に委託して行う学校教育事務に係る経費については、本来、国の事業に係る経費のため対象外とします。

○ 「幼稚園就園奨励費」の取扱いについて

国が交付する「幼稚園就園奨励費補助金」については、最終的に家計費の補填となることから原則的には対象外としますが、その交付形態により取扱いが異なりますので次の方法によって区別してください。

A 家庭が授業料を全額納付し、後日、国庫補助金が市町村に交付された時点で減免措置相当額を家庭に還付する場合

決算書中に幼稚園就園奨励関係事業費の支出科目が計上されているが、この経費は調査の対象外とする。

B 家庭が授業料を予め減免した額で納付し、この減免相当の欠損分を国庫補助金により市町村に財源補填する場合

交付時点では国庫補助金であるが、歳入に補填された段階で国庫補助金の性質を失って特定財源から一般財源に転換される。したがって、この財源からの支出は国庫補助金とはせず、都道府県支出金又は市町村支出金として調査の対象とする(決算書上、幼稚園就園奨励関係事業費の支出科目は現れない)。

- (2) 文部科学省以外の各省庁から支出されている国庫補助金等についても、学校教育のために支出した経費があれば計上してください(例えば、防衛施設庁所管の教育施設等騒音防止対策事業費等)。
- (3) 上記(1)、(2)の国庫補助金等のうち、市町村の歳入に組み入れられない補助金等は、都道府県教育委員会が計上しますので、市町村教育委員会では除いてください。
- (4) 国が市町村に交付した地方交付税は、国庫補助金とはせず、市町村支出金として取り扱ってください。

2 都道府県支出金

- (1) 都道府県が地方税・地方交付税・使用料・手数料収入等の財源から学校教育のために支出した補助金等をいいます。教育委員会以外の部局からの補助金等を含めます。
- (2) 市町村の歳入に組み入れられない都道府県支出金は、都道府県教育委員会が計上しますので、市町村教育委員会では除いてください。
- (3) 都道府県が市町村に対して補助した経費には「国庫補助金」を含めて「都道府県支出金」としている場合(間接補助)があります。この補助金については「国庫補助金」と「都道府県支出金」に分けて計上してください。

3 市町村支出金

- (1) 市町村が地方税・地方交付税・使用料・手数料収入等の財源から学校教育のために支出した経費をいいます。教育委員会以外の部局からの支出を含めます。
- (2) 学校の生産物売上収入等で特別会計へ組み入れられ、特別会計から学校教育のために支出した経費も含めます。

4 地方債

市町村が学校の新設、災害復旧等のために起債した経費のうち、当該会計年度中に支出した経費をいいます。なお、当該会計年度中に支出した経費とは、当該会計年度の決算に属すべき経費をいいます。また、一時借入金(その償還が当該会計年度内のものをいう)は対象外とします。

5 公費組入れ寄付金

市町村の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金のうち、当該会計年度中に学校教育のために支出した経費をいいます。

6 P T A 寄付金及びその他の寄付金

学校が、PTA等の団体又は個人から収納した寄付金から、学校教育のために支出した経費をいいます。寄付金には、原則として物品は含めません。ただし、形式的には物品によって寄付されても、実質的には金銭の寄付を受けて、それによって物品を購入するのと同じ結果をもち、次の(a)～(c)の3つの条件をすべて満たしている場合は含めます。

- (a) PTA等の団体又は個人が学校のために新規に購入した場合
- (b) その物品を購入するに当たり、PTA等の団体又は個人と学校又は教育委員会が協議した場合
- (c) その物品の金額を学校又は教育委員会が正式に認知した場合

第2節 支出項目別経費の説明

A 消費的支出

原則として年々経率的に支出する以下の経費をいいます。

1 人件費

教員及び職員の給与並びに共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費をいいます。なお、給与には本俸のほか、期末手当など「地方自治法」第204条第2項による諸手当を含めます。ただし、共済組合による給付金は、地方公共団体から支出された給料及び手当ではないため対象外とします。

また、次の経費は国及び都道府県の負担となっているため、都道府県教育委員会が計上しますので、原則として、市町村教育委員会では除いてください。ただし、市町村が独自で支出している場合には、その支出額を計上してください。

- 「市町村立学校職員給与負担法」による市町村(組合)立の小学校、中学校、特別支援学校の教職員及び市(指定都市を除く)町村(組合)立の高等学校(定時制)の教員の給料その他の給与
- 「地方公務員等共済組合法」第113条第2項に規定する共済組合負担金
- 「地方公務員災害補償法」第49条第1項に規定する地方公務員災害補償基金負担金
- 「地方財政法」第33条の5の5に規定する地方債を財源とする退職手当

a 本務教員給与

当該学校に常勤として勤務する教員の給与をいいます。

なお、教員をもって充てられた指導主事の給与は、都道府県教育委員会が計上しますので、市町村教育委員会は除いてください。ただし、研修等で一定期間(1～2年)教育委員会等に勤務する教員の給与は、ここに含めてください。

- 本務教員には、産休代替者及び育児休業代替者等の給与も含めます。

b 兼務教員給与

本務以外の教員(非常勤講師を含む)の給与をいいます。

- 他の学校の本務教員が、当該学校に兼務している場合の諸手当
- 同一の高等学校において、全日制・定時制の一方の課程を本務とする教員が、他の一方の課程を兼務している場合の諸手当
- 教員を本務としないが、当該学校に兼務する者(例えば、本務の実習助手で当該学校の講師を兼務している場合)の諸手当

c 事務職員給与

当該学校に勤務する事務職員(非常勤職員を含む)の給与をいいます。

なお、非常勤職員の給与は、一般職に準ずる常勤的職員に係る賃金等の給与を計上し、短期日の日々雇用の職員に対する賃金は、人件費以外の該当する項目に計上してください(「d その他の職員給与」も同じ)。

- 事務職員には、産休代替者及び育児休業代替者等の給与も含めます。

d その他の職員給与

以下の職員(非常勤職員を含む)の給与をいいます。

- 教育補助員 …… 技術職員、実習助手、特別支援学校の寄宿舎指導員、学校図書館職員、船員等教授の補助にたずさわる職員
- 施設維持職員 …… 用務員、守衛、ボイラ技師等施設維持のための職員
- 補助活動職員 …… 学校医、学校薬剤師、看護職員、保健師、学校栄養職員、学校給食調理従事員、運転手、特別支援学校の介添職員等

e 共済組合等負担金

市町村がその所管する学校の教職員に係る公立学校共済組合負担金、公務災害補償基金負担金として支出した経費をいいます。

- 教育補助員、施設維持職員、補助活動職員及び学校給食共同調理場(学校給食センター)の職員のための共済組合等負担金を支出している場合も含めます。
- 非常勤職員等(短期日の日々雇用の職員を除く)の健康保険料・厚生年金・雇用保険の負担金も含めます。
- 共済組合に対する組合員の掛金や組合員に対する給付金及び公務災害補償基金からの補償金は対象外とします。

f 恩給費等

「退職年金・退職一時金に関する条例」に基づいて、学校の教職員に対する退職年金・退職一時金として支出した経費をいいます。

- (例) ・ 市町村立の幼稚園・全日制高等学校・専修学校・各種学校の教職員及び市町村立定時制高等学校の事務職員(指定都市は教員を含む)のための退職年金・退職一時金
- ・ 教育補助員、施設維持職員、補助活動職員及び学校給食共同調理場(学校給食センター)の職員のための退職年金・退職一時金

g 退職・死傷手当

学校の教職員に対して、市町村が支出した退職・死傷手当をいいます。

なお、退職手当は地方債を財源とする場合もあります。

- 市町村職員退職手当組合の負担金を支出している市町村の場合は、市町村立学校の教職員に係る分も含めます。
- 市町村が学校の教職員のために公務災害補償費を支出している場合も含めます。
- 教育補助員・施設維持職員・補助活動職員及び学校給食共同調理場(学校給食センター)の職員に対して退職・死傷手当を支出している場合も含めます。

2 教育活動費

児童・生徒に対する教授及びその補助のために要した以下の経費をいいます。

ただし、設備・備品・図書の購入に要した経費は資本的支出に計上します。

(1) 特別活動費

学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事(儀式、学芸的行事、運動会、交通安全指導等)、旅行・集団宿泊的行事(遠足・修学旅行等)などの特別活動に要した経費を計上してください。

- (例) ・ 消耗品費、印刷・製本代、交通費(付き添いの教員・医師・指導者等の旅費を含む)、指導者への謝金・手当等
- ・ 要保護・準要保護の児童・生徒、特別支援学校の児童・生徒に対するクラブ活動費、修学旅行費及び校外活動費

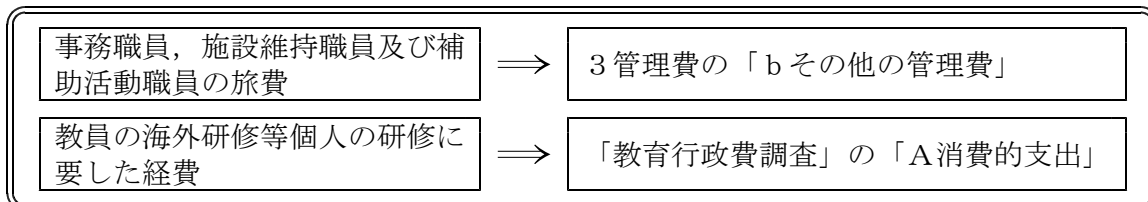
(2) 教授用消耗品費

- (例) ・ 消耗品に類する教科用図書 …… 教科書, 副読本, 手引書等
・ 教授用教具 …… クレヨン, チョーク, 黒板ふき, 体育用品, 画用紙, 折り紙, 実験用薬品・材料・用具等
・ その他 …… 出欠簿, カード, スタンプ, 便箋, 封筒, クリップ, 卒業証書, カレンダー等

(3) 旅 費

教員及び教育補助員の一般旅費, 赴任旅費, 研修旅費, 研究旅費等を計上してください。

[他の項目で把握する経費]



(4) その他の教育活動費

- (例) ・ 印刷・製本代, 郵便料, 電信電話料, テレビ受信料
・ 複写機, パソコン等備品のリース料
・ 特別活動以外の教科に伴う見学・実習等のための児童・生徒の交通費
・ 保健指導, 学校図書館の利用指導に要した経費, 部活動に要した経費
・ 進路指導業務, 入学試験事務に要した経費

3 管 理 費

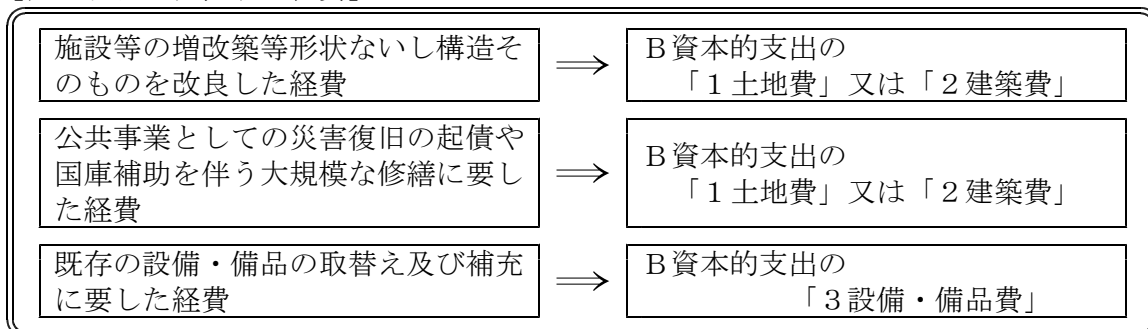
当該学校の管理運営のために要した以下の経費をいいます。

a 修繕費

施設等の効用を維持するための修繕に要した経費(労賃・原材料費・請負費等)をいいます。

- (例) ・ 芝生の補充・整地, 運動場の地ならし, 通路の補修
・ 床のき損部分の取替え, ペンキ塗替え, 屋根・窓ガラスの修繕
・ 設備・備品(「付表 設備・備品の例示表」を参照)の修繕, その付属品の取替え

[他の項目で把握する経費]



b その他の管理費

(1) 維持費

施設等の効用を維持するために要した以下の経費を計上してください。

① 学校警備費

宿日直業務を委託した警備会社及び個人への委託料等を計上してください。

なお, 2種類以上の学校(例えば, 小学校と中学校)にわたる場合は, それぞれの児童・生徒数であん分してください。

② 消耗品費

土地・建物・設備等の維持のために要した消耗品費を計上してください。

(例) ほうき, たわし, バケツ, モップ, ワックス, トイレtpーパー, 屑入れ, 電球, 除草剤

③ 光熱水費

燃料の購入費(運送費を含む), 電気料, 水道料及びガス料を計上してください。

④ その他の維持費

- (例) ・ 電子計算機等機器の点検料, 火災・盗難の警備装置の点検料等
- ・ 車検, ピアノの調律料
- ・ し尿処理費等

(2) 旅 費

事務職員, 施設維持職員及び補助活動職員の旅費を計上してください。

(3) そ の 他

教育活動費と区別できない経費は, ここに計上します。

- (例) ・ 郵便料, 電信電話料, 新聞代
- ・ 複写機, パソコン等備品のリース料

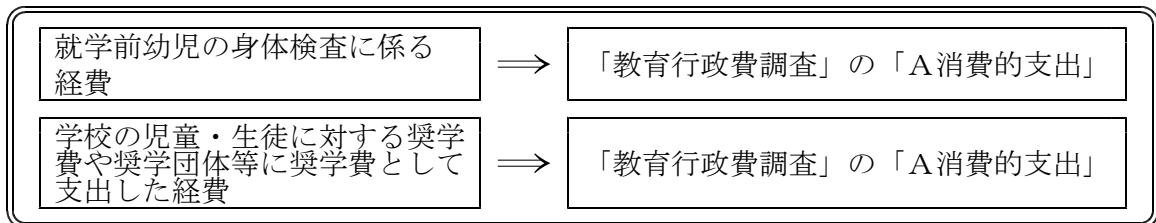
4 補助活動費

正規の学校教育の中には含まれないが, それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費を計上してください。

ただし, 施設に係る設備・備品費及び修繕費についてはここには含めず, それぞれ該当する項目に計上してください。

- (例) ・ 健康診断等に要した経費
- ・ 給食の運営に要した経費
- ・ 市町村が設置する学校給食共同調理場(学校給食センター)の経費
なお, 学校給食共同調理場が2種類以上の学校で利用されている場合は, それぞれの児童・生徒数であん分してください。
- ・ 生徒の通学のために要した交通費(スクールバスの維持費を含む)
- ・ 寄宿舎の運営に要した経費
- ・ 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金から支出された学用品購入費及び通学用品費, 医療費, 学校給食費及び交通費等
なお, 生活保護法による教育扶助料は社会保障関係費であるため対象外とします。
- ・ 臨海学校・林間学校の施設の維持管理に要した経費
なお, 学校種別に分けられない経費は, 児童・生徒数であん分してください。

[他の項目で把握する経費]



5 所定支払金

定期的に支払義務を生ずる以下の経費をいいます。

(1) 日本スポーツ振興センター共済掛金

市町村が日本スポーツ振興センターに対して支払った共済掛金を計上してください。

なお, 共済掛金のうち児童・生徒から徴収した掛金は, 市町村がこれを歳入に組み入れている場合には「市町村支出金」として計上し, 歳入に組み入れられない場合には対象外とします。

(2) その他の所定支払金

- (例) ・ 火災保険等の払込保険料, 公用車に係る重量税, 地代
- ・ 建物・設備等の賃貸料・借料, 一時借入金利子, 保管料等
- ・ 校長会負担金・研究会負担金・連合運動会分担金・体育協会負担金等
- ・ 市町村が独自に設置する安全会に対し支払った掛金(ただし, 児童・生徒から徴収し, 市町村が歳入に組み入れている場合)

B 資本的支出

土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費をいいます。

なお、教育委員会が所管している臨海学校・林間学校、学校給食共同調理場(学校給食センター)等で、学校種類別に分けられない施設に要した経費は、実態に即して割り振って計上してください。

1 土地費

学校の敷地、実習地の新規購入費、拡張のための購入費、移転補償費、整地のために要した経費等をいいます。

- 購入の際に土地に付属していた設備・備品も含めます。
- 購入の際の整地に要した経費も含めます。
- 公共事業としての災害復旧等による起債や国庫補助を伴う大規模な修繕に要した経費も含めます。

2 建築費

施設の新築並びに増改築等形状ないし構造そのものを改良した経費をいいます。

それらの経費としては、校舎・体育館・図書館・プール・給食室・倉庫・寄宿舎等の建物の新築・増築・改築・移築・模様替え(用途変更)等のために要した経費(労賃・原材料費・請負費等)があります。

- 校舎等の解体に係る経費、大型実習船の建造費も含めます。
- 新築・増築等及び建物の購入の際に付属していた設備・備品も含めます。
- 新築に伴う仮校舎の建築費、リース料等も含めます。
- 公共事業としての災害復旧等による起債や国庫補助を伴う大規模な修繕に要した経費も含めます。
- 既存の建物を購入した経費も含めます。
- 国庫補助金(公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費等)の中の設置者事務費も含めます。
- 市町村が独自に支出した資本的支出に係る行政事務費(設計委託料、ボーリング調査費等)のうち学校種類別に明らかな経費があれば含めます。

3 設備・備品費

土地費・建築費に含まれない設備・備品の購入・補充に要した経費(取付け・運搬費を含む)をいいます。

なお、既存の設備・備品の取替え、補充及び撤去並びに給食用の設備・備品費に要した経費も含めます。

「付表 設備・備品の例示表」を参照してください。

4 図書購入費

学校図書館・図書室・学級文庫・教員室等に備え付ける図書のうち、単行本・全集本・辞書・CD・ビデオソフト等の備品に類するものの新規購入費及びその取替えや補充(法規・法令集の加除等)に要した経費を計上してください。

C 債務償還費

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費をいいます。

ただし、一時借入金の返済に要した経費は対象外とします。

第3節 学校給食共同調理場(学校給食センター)組合を構成する市町村における本調査の取扱い

- 1 学校給食共同調理場(学校給食センター)組合とは、教育事務の一部を共同処理する市町村の一部事務組合ですが、本調査ではこの組合を単位とした調査票は作成せず、組合を構成する市町村を単位として作成します。
- 2 この組合の支出した経費は、組合を構成する市町村の負担金の比率によりあん分し、それぞれの市町村の「学校教育費調査票」の「1人件費」の「dその他の職員給与」、「e共済組合等負担金」、「f恩給費等」及び「g退職・死傷手当」、「4補助活動費」、B資本的支出の関係支出項目並びにC債務償還費に計上してください。

付表 設備・備品の例示表

教授用設備・備品			
<p>【共通】 映写機 オーバーヘッドプロジェクター 映写幕 録音関係機器 ビデオ機器 テレビ・ラジオ パソコン・ワープロ CDプレーヤー 携帯用拡声機 複写機 カメラ一式 放送設備一式 巻き尺 ストップウォッチ 掲示板 印刷機・裁断機・製本機 交通安全用具一式 トランシーバー</p> <p>【社会】 地図 教授用掛図 地球儀 土器模型</p> <p>【算数・数学】 教授用そろばん 物差 大分度器 リットルます 教授用自動秤 大型定規 大コンパス 方眼黒板</p> <p>【理科】 上皿天秤 温度計</p>	<p>試験管立て ガスバーナー 顕微鏡 双眼実体顕微鏡 直流電流計 記録タイマー 電磁石 解剖皿 火成岩標本 分子模型 単振り子 直視分光器 電解装置 クリノメーター 昆虫飼育箱 心臓解剖標本 ばねばかり</p> <p>【音楽】 音楽用五線黒板 ピアノ等楽器類 譜面台 メトロノーム ステレオ一式</p> <p>【美術・図工】 絵画作品乾燥棚 人体石膏像 画架 版画プレス機 焼窯 作品展示用戸棚 製図器 木工用具一式</p> <p>【保健体育】 跳び箱 踏切板 マット</p>	<p>平均台 移動式鉄棒 走り高とび用スタンド 剣道防具一式 ハードル 野球用具一式 移動式バックネット テニス用支柱ネット 移動式サッカーゴールポスト 移動式バスケットゴール 卓球台 石灰入れ ライン引き プール用水泳用具一式 体育関係測定器一式 体前屈測定器 垂直とび測定器 肺活量計 握力計 背筋力計等 人体解剖模型</p> <p>【技術・家庭】 製図板 T定規 木工具一式 糸のこ盤 自動かんな盤 木工万力 マイクロメーター 板金切断器 刃物研磨器 卓上ボール盤 ガソリン機関 電気工具一式 回路計 電圧計 電流計 耕うん機</p>	<p>苗床 苗木 家畜 電気アイロン 噴霧器 染色用具一式 ミシン 三面鏡 織物拡大鏡 コンロ 洗濯機 湯沸器 自動炊飯器 トースター 蒸し器 電子オーブンレンジ 人体模型 住居模型 上皿自動秤 家庭関係測定器一式</p> <p>【外国語】 英文タイプライター テープレコーダー</p> <p>【特別活動】 囲碁・将棋セット 写真現像用具一式 手編機 吹奏楽編成楽器一式 茶道用具一式 スポットライト 平行棒 トランポリン 飼育用具一式</p>

その他の設備・備品			
<p>机・いす ロッカー 書類箱 印箱 タイプライター 電子卓上計算機 複写機 パソコン・ワープロ 計量器 キャビネット ポット 水差し ソファ ついたて・帽子掛 傘立て 本棚</p>	<p>絵画・彫刻 カーテン ストーブ 時計 ナンバーリング 金庫 鏡 裁断機 蛍光灯 電話設備 ベル 冷房装置 湯沸器 浴室設備 聴力測定器 医薬箱</p>	<p>掃除機 ファックス ゴミ箱 焼却装置 火災報知器 非常用脱出器具 消火器 貯水タンク ボイラー設備 自転車置場 日除け 物置 天幕 戸外用ベンチ 植林用苗木 囲碁・将棋セット</p>	<p>【給食設備】 調理台 かくはん機 野菜切断機 球根皮むき機 揚げ物機 蒸し機 焼き物機 冷蔵庫 食器洗浄機 冷凍庫 食卓 洗米機 生乳殺菌装置 食器戸棚 圧力がま</p>

第3部 「社会教育費・教育行政費調査票」

I 社会教育費

この調査票の調査区分は「公民館費」、「図書館費」、「博物館費」、「体育施設費」、「青少年教育施設費」、「女性教育施設費」、「文化会館費」、「その他の社会教育施設費」、「教育委員会が行った社会教育活動費」及び「文化財保護費」から構成されています。

第1節 施設種類の説明

この調査は、当該地方公共団体が条例で設置し、教育委員会が所管する社会教育施設を対象としますので、「社会教育調査」の対象範囲を参考としてください。

1 公民館

「社会教育法」第21条に規定する施設及び同法42条に規定する公民館類似施設をいいます。

2 図書館

「図書館法」第2条に規定する施設をいいます。

3 博物館

「博物館法」第2条に規定する施設並びに「博物館法」第29条に規定する博物館相当施設及び博物館と同種の事業を行う博物館類似施設をいいます。

それらの施設としては、博物館・美術館・水族館・科学館・動物園・植物園等があります。

4 体育施設

体育館・運動場・プール・キャンプ場等の体育施設をいいます。

5 青少年教育施設

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供することを目的とした青年の家・少年自然の家・児童文化センター等をいいます。

6 女性教育施設

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を一般の利用に供することを目的とした女性会館・女性センター等をいいます。

7 文化会館

音楽・芸術・舞踊等主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを持つ文化会館・公会堂・市民会館等をいいます。

8 その他の社会教育施設

上記以外の施設をいいます。それらの施設としては視聴覚ライブラリー・視聴覚センター等があります。

第2節 公民館費（図書館費、博物館費、体育施設費、青少年教育施設費、女性教育施設費、文化会館費、その他の社会教育施設費）

◎ ここでは「公民館費」について説明しますので、その他の施設もこれに準じて計上してください。なお、記入の際は、以下の事項に注意してください。

- ① 市町村教育委員会が、都道府県教育委員会の行う社会教育及び知事部局の行う生涯学習関連の一部を負担した場合の経費は、都道府県教育委員会が記入しますので、市町村教育委員会では除いてください。
- ② 市町村教育委員会は、所管する社会教育施設の担当者と十分連絡の上、記入してください。また、市町村教育委員会が所管する社会教育施設を地方自治法第244条の2第3項に基づき「指定管理者」に管理を行わせている場合は、「指定管理者」と連絡の上、管理を行わせている当該社会教育施設の種類別に経費を記入してください。
- ③ 博物館が行う文化財保護のために要した経費は、「文化財保護費」とせず、「博物館費」に含めてください。
- ④ 複合施設については、施設の実態に即して各施設に割り振って計上してください。

[1] 財源別経費の説明

1 国庫補助金

- (1) 公民館に対して、国が地方公共団体に交付する補助金等をいいます。
ただし、国が公民館のために支払った支出委任経費や委託費は対象外とします。
- (2) 文部科学省以外の各省庁から支出されている国庫補助金等で、公民館のために支出した経費があれば計上してください。
- (3) 国が市町村に交付した地方交付税は、国庫補助金とはせず、市町村支出金として取り扱ってください。

2 都道府県支出金

都道府県が地方税・地方交付税・使用料・手数料収入等の財源から公民館のために支出した補助金等をいいます。教育委員会以外の部局からの補助金等を含めます。

3 市町村支出金

市町村が地方税・地方交付税・使用料・手数料収入等の財源から公民館のために支出した経費をいいます。教育委員会以外の部局からの支出を含めます。

4 地方債

地方公共団体が、公民館の新設、災害復旧等のために起債した金額のうち、当該会計年度中に支出した経費をいいます。

なお、当該会計年度中に支出した経費とは、当該会計年度の決算に属すべき経費をいいます。
また、一時借入金(その償還が当該会計年度内のものをいう)は対象外とします。

5 公費組入れ寄付金

地方公共団体の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金のうち、当該会計年度中に公民館のために支出した経費をいいます。

6 公費に組み入れられない寄付金

公民館が、団体又は個人から収納した寄付金から、公民館のために支出した経費をいいます。
寄付金には、原則として物品は含めません。ただし、形式的には物品によって寄付されても、実質的には金銭の寄付を受けて、それによって物品を購入するのと同じ結果をもち、次の(a)～(c)の3つの条件をすべて満たしている場合は含めます。

- (a) 団体又は個人が公民館のために新規に購入した場合
- (b) その物品を購入するに当たり、団体又は個人と公民館が協議した場合
- (c) その物品の金額を公民館が正式に認知した場合

[2] 支出項目別経費の説明

A 消費的支出

原則として年々経常的に支出する以下の経費をいいます。

ただし、共済組合からの給付金及び公務災害補償基金からの補償金は、地方公共団体の支出ではないため対象外とします。

1 人件費

公民館の館長、公民館主事、その他の職員の給与(本俸のほか諸手当を含む。職員が兼務者の場合の兼務手当を含む。)、共済組合等負担金及び退職・死傷手当を計上してください。また、非常勤職員(一般職に準じる常備的職員であり、短期日の日々雇用の職員を除く)への給与等も人件費に含めます。

なお、短期日の日々雇用の職員に対する賃金は、人件費以外の該当する項目に計上してください。

[他の項目で把握する経費]

もっぱら公民館の事務を担当している職員で、教育委員会事務局職員として発令されている者の人件費

⇒

「教育行政費調査」の
「A消費的支出」

2 人件費以外の消費的支出

(1) 公民館活動費

公民館職員の旅費、公民館が行う学級・講座、討論会、講習会、実習会、展示会等の活動及び活動の補助・改善のために要した経費を計上してください。

- (例) ・ 公民館運営審議会に要した経費
・ 消耗品費(消耗品に類する図書(新聞・雑誌等)含む)
・ 印刷・製本代、通信費等
・ 公民館が行った事業の臨時講師への謝金等

(2) 維持・修繕費

- (例) ・ 土地、建物、設備・備品の効用を維持するために要した消耗品費、光熱水費等
・ 土地の補修費、建物・設備・備品の修繕費とその付属品の取替えに要した経費(労賃・原材料費・請負費等)

(3) 補助活動費

職員の保健・福利厚生事業等に要した経費を計上してください。

(4) 所定支払金

定期的に支払った保険料、賃貸料・借料、一時借入金利子等を計上してください。

うち 人件費

消費的支出のうち、人件費を記入してください。

B 資本的支出

公民館の土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費をいいます。

1 土地・建築費

公民館及びその附属建物の敷地の購入費及び建物の新築・増築・改築・移築・模様替え等のために要した経費(労賃・原材料費・請負費等)を計上してください。

- 既存の建物を購入した経費も含めます。
- 第1年目は土地購入、第2年目は建築というように年次計画で公民館を設置する場合には、設置条例が制定されていなくても、それらに要した経費も含めます。
- 国庫補助金の中の設置者事務費も含めます。
- 市町村が独自に支出した資本的支出に係る行政事務費も含めます。

2 設備・備品費

設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費を計上してください。また、備品に類する図書に要した経費も含めます。

うち 土地・建築費

資本的支出のうち、土地・建築費を記入してください。

C 債務償還費

公民館のための地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費をいいます。ただし、一時借入金に要した経費は対象外とします。

第3節 教育委員会が行った社会教育活動費

[1] 財源別経費の説明

「第2節 公民館費」の[1]財源別経費の説明に準じます。

ただし、都道府県が市町村に補助した経費には、「国庫補助金」を含めて「都道府県補助金」としている場合(間接補助)があります。この補助金については、「国庫補助金」と「都道府県支出金」に分けて計上してください。

[2] 支出項目別経費の説明

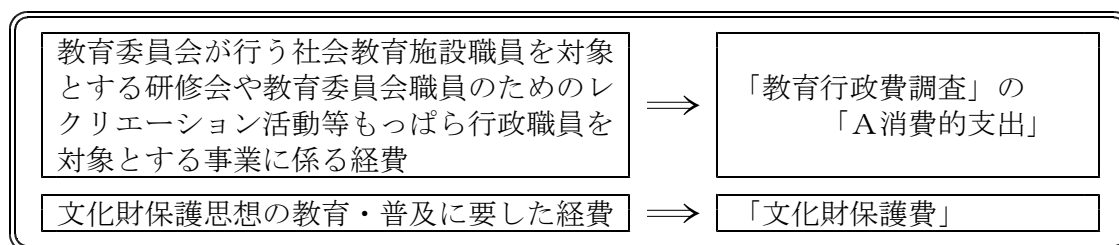
「第2節 公民館費」の[2]支出項目別経費の説明に準じますが、特に注意すべき点は以下のとおりです。

前節までの社会教育施設費に該当しない経費で、教育委員会が社会教育として行った諸活動に要した経費及び教育委員会が社会教育関係団体等(体育・文化関係を含む)又は市町村長部局所管の生涯学習関連施設に支出した補助金等をいいます。(知事部局所管の生涯学習関連施設に支出した補助金等は除きます。)

- (例) ・ 教育委員会が独自の事業として行った学級・講座、講習会、講演会等
・ 社会教育週間・動物愛護週間・青少年保護育成週間・交通安全週間・女性週間等の社会教育活動
・ 各種の競技大会・演劇会・音楽会等のレクリエーション活動
・ 映画・ビデオ等の視聴覚教育活動
- 教育委員会が行った幼児学級・幼児教室・学童保育等に要した経費も含めます。
 - 学校開放事業や学校が講座を開設した場合の経費も、社会教育としての支出であれば含めます。
 - 財団法人等が設置した社会教育施設について、教育委員会が管理・運営している場合も含めます。
 - 国民体育大会選手派遣のための都道府県補助金もここに計上してください。

なお、教育委員会が支出した国民体育大会の事務局(準備室を含む)の経費や開催費に係る経費があれば含めます。

[他の項目で把握する経費]



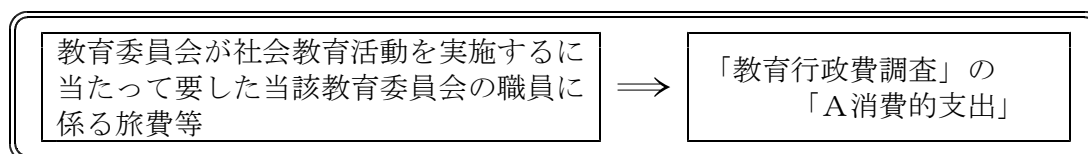
A 消費的支出

教育委員会が行った社会教育活動のうち、以下の経費をいいます。

- (例) 講師謝金・旅費、消耗品費、通信費、印刷・製本代、会場費、映画フィルム・ビデオ・絵画・宣伝車等の賃貸料・借料・保管料・維持費等

また、社会教育関係団体、体育・文化関係(ただし、教育関係団体は除く)に支出した補助金等も含めます。

[他の項目で把握する経費]



B 資本的支出

教育委員会が社会教育活動のために直接購入し、保管する備品等をいいます。

- (例) 映写機、オーディオ機器、フィルム、ビデオ、宣伝車等

C 債務償還費

教育委員会が行った社会教育活動費のうち、債務償還費を「第2節 公民館費」の説明に準じて計上してください。

第4節 文化財保護費

[1] 財源別経費の説明

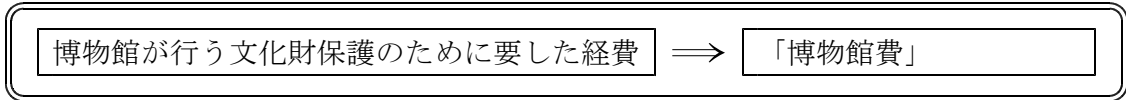
「第2節 公民館費」の[1]財源別経費の説明に準じます。

[2] 支出項目別経費の説明

文化財(埋蔵文化財を含む)に要した経費をいいます。

- 文化財保護思想の教育・普及に要した経費を含めます。
- 当該地域内の文化財所有・管理者や関係団体に支出した補助金は、その用途により「A消費的支出」又は「B資本的支出」に分類してください。
- 国が文化財保護のために支出した経費のうち、教育行政機関を単に経由するものは対象外とします。

[他の項目で把握する経費]

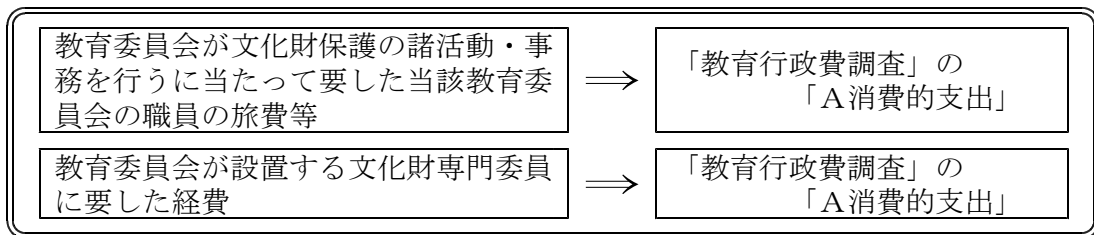


A 消費的支出

文化財の管理・維持・修繕に要した経費及び文化財に関する調査・普及・活用等のために支出した経費をいいます。

- (例) ・ 地方公共団体が文化財の所有者又は管理団体として個々の文化財の管理、維持(管理・維持職員の給与を含む)、修繕(保存修理を除く)のために要した経費
- ・ 指定文化財調査、未指定文化財調査、埋蔵文化財調査、文化財関係学術調査、刀剣審査等の調査費
 - ・ 文化財図録・解説書の刊行、映画・ビデオの作成に要した経費
 - ・ 文化財に関する講習会・民俗芸能大会等に要した経費

[他の項目で把握する経費]



うち 人件費

消費的支出のうち、人件費を記入してください。

B 資本的支出

文化財及び文化財に係る土地・建物及び設備・備品の取得に要した経費をいいます。

- (例) ・ 建造物・美術工芸品・民俗資料等の文化財の購入費
- ・ 史跡・名勝地・埋蔵文化財含蔵地等の土地購入費
 - ・ 文化財防災施設・保存施設の設置費等に要した経費

また、建造物・美術工芸品・民俗資料等の文化財保存修理費(解体修理、屋根のふきかえ、剥落止め等に要する経費)も含めます。

うち 土地・建築費

資本的支出のうち、土地・建築費を記入してください。

C 債務償還費

文化財保護に要した経費のうち、債務償還費を「第2節 公民館費」の説明に準じて計上してください。なお、「史跡等購入費補助金」のように、地方債により先行取得した場合は、国庫補助金を財源とすることがあります。

II 教育行政費

第1節 財源別経費の説明

「I 社会教育費」の「第2節 公民館費」の[1]財源別経費の説明に準じますが、特に注意すべき点は以下のとおりです。

- (1) 都道府県が市町村に対して補助した経費には「国庫補助金」を含めて「都道府県支出金」として
いる場合(間接補助)があります。この補助金については、「国庫補助金」と「都道府県支出金」に分
けて計上してください。
- (2) 市町村の歳入に組み入れられない国庫補助金及び都道府県支出金は都道府県教育委員会が
計上しますので、市町村教育委員会では除いてください。

第2節 支出項目別経費の説明

A 消費的支出

原則として年々経常的に支出する以下の経費をいいます。

ただし、共済組合からの給付金及び公務災害補償基金からの補償金は、地方公共団体の支出では
ないため対象外とします。

1 人件費

教育委員の報酬，教育長・指導担当者・教育行政職員・その他の職員の給与(本俸のほか諸手
当を含む。職員が兼務者の場合の兼務手当を含む。)並びに共済組合等負担金及び退職・死傷手
当を計上してください。

- 職員の範囲は、教育委員会事務局に勤務する職員のほか、教育委員会所管の教育研究所等の
職員も含めます。
- 充て指導主事の給与及び派遣社会教育主事に係る経費は、都道府県教育委員会が計上します
ので、市町村教育委員会では除いてください。
- 教育委員会の職員で2ヵ町村以上で兼任され、いずれの町村にも勤務している職員は、兼任し
ている各町村がその職員の給与のために分担している金額を計上してください。

[他の項目で把握するもの]

研修等で一定期間(1～2年)教育委員
会事務局等に勤務している教員の給与



「学校教育費調査」の
「a 本務教員給与」

2 人件費以外の消費的支出

(1) 旅 費

教育委員会事務局(教育研究所等を含む。以下同じ)の職員の一般旅費・赴任旅費・研修旅
費を計上してください。

なお、充て指導主事の旅費は、都道府県教育委員会が計上しますので、市町村教育委員会
では除いてください。

(2) 指 導 費

指導のための消耗品費，通信費，運搬費，会議費等を計上してください。

ここでいう指導とは、教育活動を行う者(教員，社会教育指導員，社会教育施設職員等)を対
象とするものです。

(3) 管 理 費

教育委員会事務局のために要した以下の経費を計上してください。

① 維持・修繕費

- (例) ・ 土地，建物，設備・備品の効用を維持するために要した消耗品費，光熱水費等
- ・ 土地の補修費，建物・設備・備品の修繕費とその付属品の取替えに要した経費(労
賃・原材料費・請負費等)

② 補助活動費

職員の保健・福利厚生事業等に要した経費及び学校の児童・生徒のために奨学費として支出した経費(貸付及び奨学団体等に支出した経費を含む)を計上してください。

ただし、大学・短期大学及び私立学校を対象とした奨学費については対象外とします。

- 教職員の健康診断等に要した経費
- 奨学基金に対する繰出金も含めます。
- 教育委員会が、教育関係団体(ただし、社会教育関係団体、体育・文化関係は除く)に支出した補助金等も含めます。
- 教育委員会が所管する教員保養所、教員集会所、教員住宅等の福利厚生施設の運営に要した経費も含めます。

③ 所定支払金

定期的に支払った保険料、賃貸料・借料、一時借入金利子、各種会議負担金等を計上してください。

④ その他の管理費

- (例) ・ 新規採用教員研修事業、教員資格付与及び教員の海外研修等個人の研修に要した経費
- ・ 教科書展示場の運営に要した経費
 - ・ 児童・生徒の事故への賠償及び補償費として支出した経費
 - ・ 就学前幼児の健康診断等に要した経費
- 教育委員会が設置する文化財専門委員に要した経費も含めます。
 - 一部教育事務組合が記入する場合は、組合の構成市町村が組合の教育行政事務(就学奨励事務等)等に要した経費も含めます。

B 資本的支出

土地・建物及び設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費をいいます。

1 土地・建築費

教育委員会事務局のための土地の購入費及び建物の新築・増築・改築・移築・模様替え等のために要した経費(労賃・原材料費・請負費等)を計上してください。

- 教員住宅等の福利厚生施設を建築した経費を含めます。
- 既存の建物を購入した経費も含めます。
- 他の機関と庁舎を共用する場合はあん分してください。

2 設備・備品費

設備・備品の取得並びに既存の設備・備品の取替え及び補充に要した経費を計上してください。また、備品に類する図書に要した経費も含めます。

C 債務償還費

教育委員会及びその所管する教育研究所等のための地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費をいいます。

ただし、一時借入金に要した経費は対象外とします。

第4部 「教育に係る収入調査票」

教育に係る収入

教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金、地方債及び寄付金以外の収入をいいます。

なお、義務教育委託費、都道府県立学校等負担金、社会教育施設等負担金、一部教育事務組合負担金及びこれらに類する負担金等による収入は除いてください。

I 一般会計（授業料～その他の収入）

1 授業料

幼稚園、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における授業料として徴収した額をいいます。

2 入学金

幼稚園、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における入学金として徴収した額をいいます。

3 検定料

幼稚園、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校等における検定料として徴収した額をいいます。

4 日本スポーツ振興センター共済掛金

市町村が児童・生徒の保護者から徴収し、日本スポーツ振興センターに対して支払った共済掛金をいいます。

ただし、この共済掛金を市町村又は都道府県が、その歳入に組み入れなかった場合には対象外とします。

5 その他の収入

(1) 基金運用収入

教育目的のために基金の運用、積立金から生ずる収入をいいます。

これらとしては、土地・建物の賃貸料、有価証券、預・貯金より生ずる収入等があります。

ただし、次のような収入額は対象外とします。

- ・ 土地・建物等の財産の売却収入
- ・ 学校施設等の災害及び事故に伴う保険等の収入額
- ・ 基金のとりにくし額

(2) 使用料

教育委員会が所管する教育施設の使用に対して徴収した使用料をいいます。

これらとしては、図書館・博物館等の入館料、学校・社会教育施設等の使用料、寄宿舎・教職員住宅に係る収入等があります。

ただし、当該教育施設の管理を「指定管理者」に行わせている場合であって、その利用に係る料金を地方自治法第244条の2第8項に基づき「指定管理者」の収入として収受させている場合は対象外とします。

また、教職員住宅に係る収入等は「教育行政機関」に計上してください。

(3) 手数料

特定の事務・サービスの提供に対して徴収する手数料をいいます。

これらとしては、教育職員の免許状の書換・再交付手数料等があります。

(4) 生産物売上収入

高等学校等において、実習等で得た生産物の売却収入で、歳入として一般会計に組み入れられた金額をいいます。

ただし、生産物の売却収入があっても、学校において直接教育目的に使用されたため、歳入に組み入れられなかった収入は対象外とします。

(5) その他の収入

上記以外の学校収入及び雑収入をいいます。

これらとしては、電話設置手数料、複写機使用料、講習会等受講料、各種保険金納付金、刊行物売上収入、不用品売却収入等があります。

II 特別会計

内容は一般会計と同様ですが、決算上特別会計として扱われている収入をいいます。

III 建築費の特定財源収入（再掲）

小学校、中学校及び高等学校（全日制・定時制）で、上記のうち、建築費の特定財源として受け取った収入があれば計上してください。

付 教育費の基準財政需要額

この欄は、都道府県教育委員会が記入します。

よくある質問集

全調査票共通

問1. 次のような経費は調査対象とすべきか？

- ① 他部局所管施設への教育委員会からの支出
- ② 教育委員会所管施設への他部局からの支出

【答1】①, ②ともに調査対象とする。

本調査では、原則として、教育委員会から支出された、また、他部局から教育関連のため支出された経費を調査対象としている。

ただし、経費の内容等によって対象としない場合があるなど、個々の実態に即して判断する必要がある。

問2. 市の首長部局の基金を取り崩して教育委員会所管の文教関係施設を建設した。この取り崩し分は首長部局の歳入となっており、教育委員会ではまったく受け入れていない。また、支出についても決算上教育費ではなく、総務費として取り扱われているが、文教施設に対するものであるので、調査対象とすべきか？また、対象とする場合、どのように取り扱うか？

【答2】調査対象とし、財源は基金の設置母体である「市町村支出金」とする。

決算については、自治体ごとに取り扱いが違ふこともあると思われるが、名称如何にかかわらず、通常教育費として決算される明らかな教育に関する経費である限り、調査対象とする。

問3. 物品購入のために基金が設立されており、教育委員会の一般会計から、当該基金に対して繰出金が支出されている。調査対象とすべきか？

【答3】調査対象としない。

基金への繰出金については、育英奨学事業の教育目的の支出のみ対象とし、B票の「教育行政費」に計上する。

問4. 非常勤職員の定義は何か？

【答4】1週間の勤務時間が常勤職員とほぼ同等であり、任用形態が実態として1年以上継続しているものを「非常勤職員」としている。

また、日々雇用の非常勤職員でも、臨時に雇用されている者と区別できる常勤的非常勤職員は含める。

問5. 他省庁からの教育関連の補助金で、学校で行われた予防関連事業などに係る経費もすべて対象とすべきか？

【答5】結核予防法によって行われた学校での予防関連の事業などは、広く国民全般を対象とするものであることから、調査の対象とはしない。

問6. (財)自治総合センター(宝くじ)、国土緑化推進機構(緑の募金)、(独)日本スポーツ振興センター(toto)から助成を受けた。財源は何になるのか？

【答6】公費組み入れ寄付金とする。なお、寄付金であることからC票の対象にはならない。

A票 学校教育費調査票

1 全般にわたる事項

問7. 一般財源の「災害復旧対策費」で被災した児童・生徒に対し見舞金を支給したが、本調査の対象とすべきか？

【答7】見舞金に生活面に対するものも含まれているのであれば、教育費としての使途が特定できないので、対象としない。

問8. 組合立病院の附属学校に係る以下の経費の取り扱いはどのようにするか？

- ① 病院収入より支出されている学校教育費の財源
- ② 病院経費から分離できない部分
- ③ 病院収入

【答8】以下のとおりとする。

- ① 構成市町村の公的収入からの支出と同様に、市町村支出金として計上する。
- ② P T A 寄付金等説明書の「経費の割り振り」を判断の基準とし、学校の出納簿より分離する。
- ③ 「教育に係る収入」には該当しない。ただし、当該学校に係る授業料等の収入は計上する。

問9. 市町村立の病院附属の看護学校は、市町村教育委員会では収支を把握することができない場合があるが、どのように取り扱うか？

【答9】原則として所在地の市町村教育委員会で、関係機関の担当者の協力を得ながら作成する。

問10. 学校医に対し、教職員の健康管理に関する謝金が出ている。「教育行政費」に計上するのか？

【答10】学校医に対する委嘱が、在学者に関する業務と教職員に関する業務に明確に区分されている場合、前者はA票「補助活動費」に計上し、後者はB票「教育行政費」に計上する。
区分されていない場合、教職員に関する業務は、在学者に関する業務に含まれる形で委嘱されているものとみなし、A票に計上する。

問11. 奨学金について、所管する学校に関する場合は「学校教育費」に、私立学校等所管しない学校に関する場合は「教育行政費」に区分するのか？

【答11】所管する、しないにかかわらず、奨学金として支出された経費はすべて「教育行政費」に計上する。
ただし、大学・短期大学及び私立学校の学生・生徒に対する奨学金は対象としない。

問12. P T A という名称ではないが、同様の組織がある。この組織から支出された経費は「P T A 寄付金」として取り扱うか？

【答12】名称にかかわらず、設立目的や活動内容が同様のものであればP T Aとして取り扱う。また、当該学校にP T Aが存在しなければP T Aとして取り扱う。

2 消費的支出に係る経費

問 1 3. 教職員から徴収した給食費はどのように取り扱うか？

【答 1 3】児童・生徒から徴収した場合と同様、歳入に組み入れられてから支出した場合でも調査対象としない。

問 1 4. 消耗品扱いしている実習助手、用務員、給食職員の作業衣はどのように取り扱うか？

【答 1 4】職種に応じて以下のとおり計上する。
実習助手…「教育活動費」
用務員……A票「管理費」の「その他の管理費」
給食職員…「補助活動費」

問 1 5. 社会保険料等の支出は、人件費、所定支払金のいずれに計上すべきか？

【答 1 5】「人件費」の「共済組合等負担金」に計上する。

問 1 6. 地域住民のため学校開放を行っている。これにかかる経費はどのように取り扱うか？

【答 1 6】学校開放にかかる経費については「教育委員会が行った社会教育活動費」として計上する。

問 1 7. 臨海・林間学校の経費は「教育活動費」でよいか？

【答 1 7】活動内容を確認の上判断するが、臨海・林間学校が学校教育における特別活動として位置づけられているのであれば「教育活動費」とし、教科外活動のような任意のものであれば「補助活動費」とする。

問 1 8. 預かり保育・学童保育にかかる経費についてはどのように取り扱うか？

【答 1 8】「教育委員会が行った社会教育活動費」として計上する。

問 1 9. 学校不適應の児童・生徒（小・中学校問わず）を対象に、学校外の施設で教室（リハビリのような）を開いている。このような場合はどのように取り扱うか？

【答 1 9】教育委員会が行っている事業であれば「教育委員会が行った社会教育活動費」に計上する。また、学校教育の一環として行っているのであれば、「教育活動費」に計上する。

問 2 0. 生徒の健康診断及び教員の健康診断の費用は、どこに計上すべきか？

【答 2 0】生徒の健康診断は学校教育費の補助活動費、教員の健康診断は教育行政費の補助活動費に計上する。

問 2 1. 児童手当は、どこに計上すべきか？

【答 2 1】児童手当は学校教育費の経費とは見なさないので、調査対象外とする。

問 2 2. 学校評議員に対する謝礼金は、どこに計上すべきか？

【答 2 2】管理費のその他の管理費に計上する。

問 2 3. スクールカウンセラーへの賃金又は謝金（報償費）は、どこに計上すべきか？

【答 2 3】スクールカウンセラーにかかる経費は、以下のとおり計上する。
賃金…「人件費」の「その他の職員給与」
謝金…「教育活動費」

3 資本的支出に係る経費

問 2 4. 学校の教室に冷房装置の取り付けを行った。この経費はどのように取り扱うか？
なお、決算における執行状況については、配管工事等を伴い金額が大きいので「設備・備品費」として取り扱っていない。

【答 2 4】「設備・備品費」に計上する。
「修繕費」や「建築費」に計上することも考えられるが、「修繕費」は施設等の効用維持のために壊れている箇所を元に戻す、という定義付けがあり、「建築費」においては、仮に装置の設置の際、教室の様様替えを行うなど、施設の構造そのものを改良した場合に当てはまるので、この件に関しては執行状況にかかわらず、本調査の定義に合わせる。

問 2 5. パソコンを多数購入することになり、空き教室をそれに合わせて改築した。購入したパソコンの取扱いも含めて、どのように取り扱うか？

【答 2 5】教室の改築については、空き教室の利用ということから用途も変更されており、質的向上を目的に改築されていることから「建築費」に計上する。「修繕費」に関しては、古くなったり壊れたりしたものを現状復帰する、といったことに係る経費を計上することから、この場合は当てはまらない。
また、パソコンについては、改築に伴って購入されたものであっても、当初の目的は、教育活動のためにパソコンを購入し、その設置場所として空き教室を改築する、というものであるため、パソコン購入に係る経費は「設備・備品費」に計上する。
ただし、パソコン等の機器を保護する目的で、例えば空調設備を整えたりといった改築に伴う設備・備品の購入に係る経費は、通常どおり「建築費」に含めて計上する。

問 2 6. パソコンを各教室に点在させる場合の配線工事費は、どこに計上すべきか？

【答 2 6】パソコン教室を作るときには、改築ということになるので建築費。点在させるときには、取り付けということになるので、設備備品費。

問 2 7. 地方債を財源に校舎の修繕を行ったが、調査票に該当する記入欄が無い。この場合、どこに計上すべきか？

【答 2 7】地方債を財源にして行った校舎の修繕は、「建築費」に計上する。

B票 社会教育費・教育行政費調査票

問28. 首長部局の職員が教育委員会に派遣されている。この職員に係る給与等の経費は首長部局から支出されているが、調査対象とすべきか？

【答28】定数上どちらに所属するかによって判断する。従って定数上首長部局であれば調査の対象外であり、教育委員会であれば調査対象とする。

問29. 教育委員会事務局に配置された職員が、主として社会教育施設に関する事務を担当している場合、この者に係る経費は社会教育費として計上するのか？

【答29】発令によって判断する。発令が教育委員会事務局職員であれば、「教育行政費」に計上する。

問30. 教員住宅等の備品について、学校から支出している。学校教育費に含めてよいか？

【答30】教員住宅等の福利厚生施設関係費は「教育行政費」とする。

問31. 社会教育施設と事務局とで経費の按分が困難な場合があるが、適当な方法はないか？

【答31】それぞれの状況に応じて、例えば床面積や職員数等を用いて按分するなど、最も適当と思われる方法で按分する。

問32. 派遣社会教育主事が派遣先の市町村公民館職員の発令を受けている場合、その者に係る経費はどのように取り扱うか？

【答32】派遣社会教育主事は、市町村の社会教育主事（事務局職員）で、行政指導を主な職務としている。従って公民館等、特定の社会教育施設の職員ではないので、「社会教育費」ではなく「教育行政費」に計上する。

問33. 県の「博物館建設用地造成事業」に市町村教育委員会からその経費の一部を支出した。どのように取り扱うべきか？

【答33】用途にかかわらず、市町村分のB票「教育委員会が行った社会教育活動費」の「消費的支出」に計上する。

問34. 管理運営を財団法人に委託している社会教育施設に教育委員会事務局職員を出向させている。この職員の人件費は、社会教育費、教育行政費のどちらに計上するか？
なお、職員の籍は教育委員会にあり、人件費も教育委員会から支出されている。

【答34】職員の籍が教育委員会にあり、人件費も出ていることから「教育行政費」に計上する。

C票 教育に係る収入調査票

問35. 基金の運用によって得られる利子等の収入は、どのように取り扱うか？

【答35】 特定財源収入として受け入れている場合は収入として対象とし、一般財源として受け入れている場合は対象としない。
また、基金の取り崩しによる収入については調査対象としない。

問36. スクールバスの利用料を児童・生徒から徴収して一般会計の収入としている場合、調査の対象とすべきか？
同様に学校給食費についてはどうか？

【答36】 スクールバスの利用料については、特定財源として受け入れていれば調査対象とする。ただし、学校給食については調査対象としない。

問37. 「建築費の特定財源収入」とは、具体的にどのような収入が該当するのか？

【答37】 その用途が施設等の建築費に特定されている収入である。例としては、施設建設のための基金から生ずる利子等の基金運用収入が挙げられる。

問38. 「建築費の特定財源収入」は調査票に記入した「教育に係る収入」額の中から記入するのか？

【答38】 再掲であるから、収入額の内数となる。

問39. 社会保険料の負担金のうち、職員の自己負担分（掛金）もあらかじめ立て替える形で県が支出し、特に職員から収入として（県の一般財源として受け入れている）徴収している。県の支出及び収入（職員からの納付分）はどのように取り扱うか？

【答39】 調査対象外として計上しない。
単に自己負担分の納付手続き上の関係でこのような処理をしているにすぎず、個人の掛金という性質は変わっていない。従ってA票に計上するのは事業主負担分のみで、個人から徴収して不足分に充てた支出は計上せず、C票についても個人からの徴収分は収入として計上しない。

問40. 土地や建物などの財産を売却したことによる収入を調査対象外とする理由は何か？

【答40】 C票に関しては、最終的に、地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額と本調査における実支出額の比較において使用する項目である。
実支出額については、本調査における都道府県と市町村の支出総額から収入額を控除したものであるが、地方交付税算定における基準財政収入額の単位費用の積算においても、資産売却収入といった臨時的な収入を除いているためである。（地方交付税法第14条参照）

問41. 県道拡幅に伴い公立幼稚園に移転補償費が支払われた。調査対象となるか？

【答41】 調査対象外として計上しない。
発生した経費は対象となるので、補償費を歳入として受け入れたところの支出金とする。